

決 算 審 査 特 別 委 員 会

平成24年9月11日（火曜日）

1. 開 議
1. 傍聴について
1. 認定第1号の審査
1. 閉会について
1. 閉 会

午前10時開会

出席議員（15名）

1番	大友啓一君	2番	只野順君
3番	後藤洋一君	4番	久勉君
5番	杉浦謙一君	6番	大平義孝君
7番	伊藤雅一君	8番	門田善則君
9番	鈴木英雅君	10番	木村正義君
11番	長崎達雄君	12番	加藤紀君
13番	大橋信夫君	14番	大泉治君
15番	遠藤积雄君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	安部周治君	副町長	菅原孝治君
総務課長 兼参事	城口貴志生君	危機管理室長	小島昭君
企画財政課長 兼参事	高橋宏明君	町民税務課長 兼参事	佐々木忠弘君
町民医療福祉センター長	青沼孝徳君	町民医療福祉センター 副センター長 兼健康福祉課長	佐々木敏雄君
町民医療福祉センター 総務課管理課長	浅野孝典君	町民医療福祉センター 健康福祉課 技術参事	久道光子君
産業振興課長 兼参事 兼商工観光室長	村上芳行君	建設水道課長 兼参事	平塚盛茂君
建設水道課 統括主幹	安田富夫君	会計管理者長 兼会計課長	柴村洋子君
教育委員会教育長	笠間元道君	教育文化課長 兼参事	高橋勝一君
教育文化課 統括主幹	門田勝則君	教育文化課 統括主幹	川口美恵子君
代表監査委員	柳渕茂君	農業委員会会長	佐竹榮一君

事務局職員出席者

事務局長	高橋正幸	総務班長	今野博行
主任	金山みどり		

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○委員長(久 勉君) おはようございます。

本日もよろしくお願いたします。

ただいまから決算審査特別委員会を開催します。

直ちに会議を開きます。



◎傍聴について

○委員長(久 勉君) ここで傍聴の申し出があります。これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長(久 勉君) 異議なしと認めます。

よって、傍聴を許可いたします。



◎認定第1号の審査

○委員長(久 勉君) これより涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計決算の審査を行います。

説明を求めます。健康福祉課長。

○町民医療福祉センター副センター長兼健康福祉課長(佐々木敏雄君) おはようございます。よろしくお願いたします。

それでは、平成23年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計の決算について説明いたします。

決算額等につきましては町長の提案理由、そして監査報告等にもありましたので、比較的制度的に複雑な事業でございますので、制度的な説明を若干加えながら平成22年度との比較の差があるものをピックアップして説明いたしたいと思ひます。この事業は、介護保険、それから後期高齢者医療制度保険等にもかかわりがありますので、よろしくお願したいと思ひます。

国民健康保険の制度そのものとしたしましては保険料が50%、そして国県の支出金という形で50%ということでの事業になっております。その保険料については町民税務課の課長のほうから説明いたします。

○委員長(久 勉君) 町民税務課長。

○町民税務課参事兼課長(佐々木忠弘君) それでは、国民健康保険税についてご説明申し上げます。

決算に関する附属書類の148ページをお開きください。よろしいでしょうか。

国民健康保険税の状況を表にまとめております。初めに上段の表をごらんください。国民健康保険税の状況でございますが、合計の欄の調定額では5億7,825万3,000円で、前年度と比較しますと7,593万6,000円、11.6%の減額でございます。次の列の収入済額では4億2,589万3,000円で、前年度比4,292万1,000円、9.15%の減額でございます。そのうち、現年課税分については、調定額では一番上の欄でございます。4億

3,007万4,000円で、前年度比較5,867万9,000円、12.0%のマイナス。次の列の収入済額においても3億7,808万2,000円で、4,492万1,000円、10.6%のマイナスとなりました。

減収の要因でございますが、国保世帯の所得の減少が一番大きな理由であると考えています。そのため、1世帯当たり、そして1人当たりの課税税額がそれぞれ減少し、課税割合では、所得割合については前年度比較0.6ポイント減少し、49.54%の割合となっております。また、一番下の表をごらんください。10分の7、10分の5と書いてある表でございます。7割軽減、それから5割軽減、2割軽減世帯が国保世帯の全体の53.64%と、半数以上が軽減世帯となっていることから、その所得の減少がうかがえるところでございます。

次に、また一番上の表に戻っていただきます。不納欠損額でございます。総額で1,963万5,000円の不納欠損処分を行っております。前年度より1,625万7,000円減少いたしてございます。処分理由といたしましては、低所得者による生活困窮や、差し押さえ財産がなく差し押さえ執行ができないなどの理由から、滞納停止処分に3年や5年を経過した時効消滅が主なものとなっております。

次に、収納率でございます。町税と同様に、前年度を上回る収納確保を目指して努力してまいりました。その結果といたしましては、現年度課税分が前年度比較1.36ポイント上昇、滞納繰越分においても4.58ポイント上昇いたしました。合計では1.99ポイント上昇でございます。総体で73.65%となったところでございます。今後ますます厳しい国保会計でございますので、しっかりと国民健康保険の相互扶助の理念を納税義務者の方々に御理解いただきながら収納業務を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（久 勉君） 健康福祉課長。

○町民医療福祉センター副センター長兼健康福祉課長（佐々木敏雄君） それでは、3款の国庫支出金から説明いたします。国庫支出金で16.5%ほど伸びてございます。

2目療養給付費負担金でございますが、これにつきましては规则的なもので療養給付費等の34%交付なるものでございます。

それから、3の高額療養費共同事業負担金でございますが、これは歳出のほうに拠出金がございますけれども、その4分の1が国庫で負担金として入るものでございます。

2の国庫補助金でございますが、これが大きく伸びてございまして55.9%伸びてございます。

次の16、17ページをお願いいたします。

その中で、特に2節特別調整交付金でございます。これは特別な事情ということで交付されるものでございますけれども、平成23年度につきましては東日本大震災があったための国保税、それから一部負担金の10分の2の補填があったものでございます。

それから、8の災害臨時特例補助金、その中の1節補助金でございますが、これも災害臨時の特例補助金でございます。先ほどの一部負担金、あるいは減免した税額の10分の8が交付されているものでございます。

4款前期高齢者交付金でございますが、これは前期高齢者、65から74歳の被保険者に対してかかった療養費等が交付されるものでございますけれども、これにつきましてはかかったものの約6割、昨年でも6割程度交付されていまして、その額が交付されているものでございます。

5 県支出金でございます。県支出金は若干下がってございますが、1 高額療養費共同事業負担金、次のページになります。これはルール分で4分の1でございます。

次のページの県補助金でございますが、2 目財政調整交付金1号、2号の交付金があったわけでございますけれども、この中では1号が7%、2号で1%で合わせて8%交付になってございます。これも療養給付費等のそれぞれ7%、1%の交付というところです。

それから、療養給付費等の交付金で31%ほど伸びてございますが、これにつきましては退職者の療養費等が交付されているものでございます。それから、7の共同事業交付金でございますが、高額療養費共同事業の交付金で59%ほど伸びてございますが、これはレセプト1件当たり80万円を超えた分が交付されるもので、国と県でそれぞれ案分されて交付される額でございます。

それから、国保の財政共同安定化事業交付金、これについては同じような制度ですけれども、国保レセプト1件当たり30万円を超えて80万円未満で8万円から80万円までの分の高額分の交付がなるものでございます。

それから、財産収入につきましては利子が少なかった、基金が少ないというところでございます。

10の繰越金も大分下がっているんですけども、これは財調の額も減ってきているというところもございます。

22ページでございます。

それから、11諸収入で89.5%ほど減額になってございますが、これにつきましては3雑入でございますが、第三者納付金が平成23年度は少なくなっているというところで、その影響額でございます。

これらが歳入の主な内容でございます。

次に、26ページ、27ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

総務費で21.3%ほど減になってございますが、これは平成22年度に保険証の交付をしたために平成23年度がなかったなのでその分減額というところでございます。

28、29ページ。

保険給付費で6.7%ほど伸びてございますが、これにつきましては一般被保険者の療養費、それから4退職者保険者等の療養費が伸びているというところでございます。これらにつきましては、震災等の一部負担金等の免除もあるということで伸びているものと見ております。

34、35ページになりますが、3 款後期高齢者支援金等でございます。これにつきましては、後期高齢者医療制度についての国保の負担分ですが、国が5割、現役世代が4割、後期高齢者の方の保険料が1割ということで運営されているもので、この部分に対してはゼロ歳から74歳の方々の負担する額ということでございます。

それから、36、37ページになります。

4 前期高齢者納付金でございますが、これは全国の保険者間の前期高齢者の偏在による負担の不均衡を調整するためのものでございまして、それで全国の調整を図った分を納付金で払い、あとは交付金で町のほうに入ると、そういう制度のものでございます。

6 介護納付金、10.9%ほど伸びてございますが、これにつきましては介護保険制度は国県市町村で50%、それから現役の人たちが払うのが29%で65歳以上の方々が21%で介護保険が運営されているわけですが、この部分といたしましては40歳から64歳の方が負担している額というものでございます。

それから、共同事業拠出金につきましては、先ほど言ったレセプトの80万円を超える分と、3目国保財政共同安定化支援は30万円を超えて8万円から80万円までの拠出分が補填されるものでございます。

それから、8款保健事業費、10.6%ふえてございますが、これにつきましては健診の関係でございましてけれども20歳から39歳の健康診査を特定健診並みの診査を無料で行ったということが増につながっているものでございます。

それから、基金といたしましては46%ほど減額になってございます。給付費が上がったわけで、年度末の残高といたしましては2億5,495万2,000円となっております。

それから、2の繰出金でございまして、これは直営診療施設のほうに出しているものでございまして、病院のほうで昨年オーダーリングシステムのほうの導入を図ったために増額になっているものというところになります。それが歳出の主なものになりますけれども、なかなか給付の方も震災の絡みもあって額も多くなっているということもございまして、健康なまちづくりと絡めてですけれども、健康な人づくりが我々の任務であろうと思っておりますので、引き続き特定健診等の保健活動に力を入れていきたいと思っております。

○委員長（久 勉君） これより質疑に入ります。

8番。

○委員（門田善則君） おはようございます。

まず、先ほど町民税務課長のほうから収納率についてお話がありました。平成22年度よりは1.99上昇しているということですが、何か前年と比べてその集め方の考えを変えてこういう方策をやったとかいうのがあったのかどうか。また、私としては何とか80%台に持っていきたいという願いがあるんですけども、その辺の努力を今後どういうふう考えているのか、まずもってお聞きしておきたいと思っております。

次に、副センター長のほうにお聞きしますが、きのうもちらっと言ったんですけども、監査講評の中に安価なジェネリック薬品の使用促進のためということで文章がありますが、それを受けてどう感じているのか、その辺をお聞かせ願いたいと思っております。

○委員長（久 勉君） 町民税務課長。

○町民税務課参事兼課長（佐々木忠弘君） 収納率の上昇の手法といいますか、平成23年度については上がったということですが、収納率の上昇についてはいろいろ試行錯誤しながらやっているものでございます。ただ、今まで国保に関しては年々収納率が下がってきておりました。ただ、平成23年度については先ほども話しましたが、震災があつて担当課としては逆に大分下がるだろうと思っておりましたが、国の支援金だったり義援金だったり住宅の保険金だったりというものが入ったからではないかと思っておりますが、その中で平成23年度は収納率が上がったという結果になってございます。

それから、どこの町村もなんですが、国保収納率、世帯の所得が年々落ちているのは現状でございまして、それで、その分医療費が上がるという形になっておりますので、きのうもお話ししましたが、昨年担

当主管課長会議、私は健康福祉課長で出席したんですけれども、当時の安部課長さんと2人で出席した中で前にも話しましたが、都道府県内における1人当たりの所得の格差ということで、厚生労働省の保健局が平成21年度をベースにした全国の市町村の所得を出した表がございました。研修の中でそれをずっと見ていましたら、所得の高いところ、安いところということで、北海道から沖縄までずっとあるんですけれども、たまたま宮城のところを見たら高いほうなのかなということで見たんですけれども、国保世帯の中で高いのは宮城県では丸森町で、1人当たりの所得が117万円くらいある。最低はと見たら、涌谷町という名前がありまして愕然としたんですけれども、涌谷町の1人当たりの所得が38万円ということで、38万円というと全国の中でも中間よりちょっと低いくらいのものになっている。

それで、私も税収表で平成13年からずっと調べてみました。涌谷町の所得構造、農業とか営業、給与、年金その他ということでずっと調べてみたら、平成13年に当たっては1人当たりの、国保だけじゃないんですけれども、大体210万円ぐらいの所得があったんです。ところが、平成23年度になりますと170万円ぐらいに約40万円ぐらい落ちている。それは去年のように災害があれば涌谷町の方々、石巻に勤めている方が多いので、その分の減収ということで考えておりましたけれども、ただ平成24年で賦課をした際には逆に上がっている状況の中で、給与所得者についてはそんなに所得が落ちているわけじゃないんですけれども、営業所得ですね、例えば農業、それから自営業の方々の所得が大幅に落ちている。

国保の所得を、税額を上げるためにどういうことをしなきゃいけないかということなんですけれども、非常に難しいです、実際。所得割額と国保の場合は所得割額、所得ある方についての割合、それから均等割、これは所得、あってもなくてもかかると思います。均等割、平等割とありますけれども、所得のほうの率を上げていって税収を多くしようとする、中間層の所得の人たちが非常に負担を感じてしまうんですね。それから、所得割を減らしてしまうと今度は均等割、平等割の額を上げなきゃいけないので、今度は所得のない人たちに負担がかかってしまうという現象が起きてしまう。そのバランスのとり方は国のほうでは50、50にしている。今、涌谷町の場合は大体50、50に近い中で動いていますけれども、それを若干崩して財源を確保するためにテクニックを使わなきゃいけないというのがございます。

それからあとは、いつも言われていますように未納者、滞納者というんですか、そういう方々については税金についてはやはりきちんと納めていただくというもので、今は宮城県滞納整理機構とうちのほうの納税班のほうで連携しながら、宮城県の滞納機構のほうは町県民税がないと動いてくれない。宮城県の税金もあると動いてくれるんですけれども、町県民税あって保険税もある方については額の大きい方は滞納機構のほうにお願いし、それから、町県民税のない国保税だけ残っているものについてはうちのほうの担当のほうで今現在、財産、それから今一番多いのは給与だったり不動産関係、そういうのをできるだけ、税金を収めないとそういう処分があるよというお知らせしようということで、今少し強化しているような状況にあります。以上です。

○委員長（久 勉君） 健康福祉課長。

○町民医療福祉センター副センター長兼健康福祉課長（佐々木敏雄君） ジェネリック薬品の使用促進というご質問ですけれども、保険者側としては同じ効能であればできるだけ安い薬を使っていたきたいというところは当然あるわけですけれども、いざ反対に使用する側となるとなかなかジェネリック薬品をそろえると

ということもなかなか大変なことが一つあるのと、それからやはりまだ、薬価差益がなくなったとはいうものの、まだ幾らかの差益があるわけで10円のを値引きすると100円のを値引きするその差益、同じ割合であっても差額があるわけで、その辺は使ってもらいたいことはやまやまですけれども、使う側も見ればなかなか進まないのも現実かなと思います。

ただ、現在ジェネリックの使用についてはカード等も交付していて、ジェネリック薬品を使いたいという意思表示を医療機関に出していただくカード配布等もしております。それから、もし今後のことですけれども、保険証の交付とかそういうことの際にも何かしらのそういうPRをしていけば幾らかでもふえるのかなと。一番は、医療機関の協力があれば一番いいんだとは思いますが、現実的にはそういうところだろうと考えています。

○委員長（久 勉君） 8番。

○委員（門田善則君） その収納業務で、私の希望をお話ししたわけですが、実際今課長言うように平成23年度は平成22年に比べ、私自身も下がるだろうと考えていました。結果的に1.99の伸びということになりまして、そうなった場合なんですけれども、私の希望は8割ほどにできないかというお話なんですけれども、じゃあ、その未納者の方々が健康保険の利用状況とといいますか、という部分はどういうふうになっているんだろうという疑問もそこで湧いてくるんですけれども、その辺についてわかっていれば教えていただきたいと思います。

次に、副センター長のほうなんですけれども、まずもって監査委員さんの指摘というのはかなり重いものだとは私は理解しております。そういった中で、監査委員さんの報告書の中にそういったものが加味されたということはやはりやるほうとやられる側、涌谷町の場合は病院もやっていますし、健康保険事業もやっているわけですから、イタチごっこといえばこっちを立てればこっちが立たないみたいな部分はあるんでしょうけれども、ただその指摘は厳粛に受けとめてある程度そういった方向性を出してあげるのも業務に携わる方々なのかなと感じますので、やはり指摘は指摘として受けとめ、またそれにかわるものが何かあれば別ですけれども、そういった形をつくり上げていくこと、そして町民の方々にそれを多く知らしめるといいますか、宣伝するといいますか、そういったことも含めて考えられるのではないかと思いますので、その辺にも改めてお聞きしたいと思います。

○委員長（久 勉君） 町民税務課長。

○町民税務課参事兼課長（佐々木忠弘君） それでは、未納者に対するペナルティーといいますか、税金は払わなければいけないんだよということで、健康保険証の取り扱いということで、これについては、昔、私が納税係をやっていたときは人権無視という形で絶対やっちゃいかんということで保険証は必ず与えなさいという時代でした。何年かぶりに町民税務課に来たら、それは法律の中でできるようになりました。余りにも未納額が多い方については資格証明書ということで、国民健康保険被保険者ですよという証明書ですね。それだけは持っていない。それを持ってその方が病院でかかると10割です。10割かかってその分を後で請求して納める、その方に戻すという形の資格証明書と、短期交付といまして納入状況に合わせて1カ月間の期間とか2カ月間の期間とか期間を決めてその方の保険証が使えるような条件をつくって、できるだけ国民健康保険というのはこのくらいありがたいものなんだというのを教えていくといいますか、そういうので

今進めています。

中には医者にかかったことないので、保険証要らない、税金も払わないという方はやはりいます。最終的には、その方もずっと若いわけじゃないので、ある程度の年齢が来れば医者にかかるようになったときに初めて保険証というのがどういうものかわかるみたいですね。その間、税金ですと5年です。有効期間といえますか、5年になると落としてしまうので、その間に何とかそういうことをわかっただらうものとして差し押さえ処分をするという状況でございます。

それから、各市町村によっては保険税と保険料という呼び名があります。それで涌谷町の場合は保険税ということで話しましたので、期間が5年間、消滅期間5年間になります。保険料になると消滅期間が2年になります。仙台市あたりは2年でもうおろしてしまう。おろしてしまうというのはいい表現ではないですけども、不納欠損しているというもので進めている。

うちのほうは、介護保険料と後期高齢者保険料は料として扱っているんで、期間が2年間で進めているので、保険についてはできるだけ、今健康福祉課長が言ったように国民健康保険の会計は非常に厳しい状況にあるので、できるだけ税収を多く確保したいと考えております。終わります。

○委員長（久 勉君） 健康福祉課長、質問者言っているのは監査委員の報告書の20ページのところに、ジェネリック薬品を使用した場合の差額通知と町民に医療費の抑制促すような方策の実施を期待するとともにどうたっているんだから、これを読んでどう感じているかということと、これをどうするかということを質問者の期待なんだからさ、これに答えてくださいよ。そうでしょう。（「そのとおりで」の声あり）

○町民医療福祉センター副センター長兼健康福祉課長（佐々木敏雄君） 給付がふえているので、その抑制案ということのジェネリック薬品を使用して医療費を下げるような方法もいいのと、その通知ですね。医療費の通知は現在通知してはおりますけれども、医薬品の使用となると同じ血圧の薬でも膨大な種類というか、そういうところもありますし、いちいち何にきくのかという効能も全部チェックかけながらするということになるかと思いますが、仮にこの監査委員さんの指摘の内容のことをするのであれば、例えば逆に新薬と旧薬で同じ効能でもこのような違いがあるという差額は示すことは可能かもしれませんが、果たしてその患者さんなりが同じような薬を使うかどうかということもちょっと把握は非常に厳しいと思います。ただ、教えてくれというか、逆にこの薬とこの薬がどのくらいの差があるのかとか、そういう逆であれば教えることは可能だと思いますが、そのかかった医薬品についてジェネリックとの医薬品を使用した差額。ただ、ジェネリックといっても種類があるわけで、どのジェネリック薬品を使ったのかも一つ一つ把握するというのも至難のわざだと思います。ちょっとすぐにはできるとは回答できません。連合会あたりとも相談してみないと、機械的な処理ができるのか、そういうところです。

○委員長（久 勉君） 8番。

○委員（門田善則君） 3回めですけれども、まず徴収のほうに関してはぜひ私どもの考えも入れてぜひ収納率アップ、これからも1.99以上をお願いしたいと考えております。

あと今、病院のセンターの副センター長のほうですが、きのうも言ったんですけども、監査委員さんがこういった監査報告書を皆さんにお渡し、議員の皆さんにもお渡ししているんですよ。自分の担当部署のところを指摘されている部分に関しては、正直今ちょっと残念だなと思ったのはやはりきちんと読んでいただ

いて、我々の部署は何を監査委員さんに指摘されたのか、それで今後この指摘されたことについて前向きに課内会議をしてどうあるべきか善処するというのが本来だと私は考えます。

その辺が今、それこそ決算委員長に聞いているのはこうなんだよ、ああなんだよと言われているからこれを読んでちょっと答弁にはなるかという話ではまずいんじゃないかなと私は思うんです。ですから、そういった分からしてそちらの課だけということではないかもしれませんが、やはり指摘されたことには十分に前向きに捉えて、その辺についてこれ出されてから2日も3日もたっているわけですから、その2日間3日間の間にどうこの声に関して課内で話をして今後の病院経営に参考にするのかなという期待があったわけですよ。それが今の質疑では全然それがなされていないと改めて感じて、すごく残念であるんですけども、ぜひ今後に期待しますけれども、そういったことは1年に1回の監査講評ですから、ぜひその辺も踏まえて今後の病院経営にも当たってほしいと感じますが、その辺について意見があればお聞きしておきます。

○委員長（久 勉君） 健康福祉課長。

○町民医療福祉センター副センター長兼健康福祉課長（佐々木敏雄君） ご指摘いただいたことはそのとおりでございましたけれども、なかなか課内での打ち合わせは時間もなかったこともありまして、していないのが現実でございます。ただ、監査委員さんの報告については私も議場におりましたので、指摘内容は知っておりました。当然自分でもチェックしておりましたけれども、念のため変な答弁ではと思っておりましたので確認させていただいたところでございます。

それで、これは国保ということですので、やはり医療機関にかかる方々にもう少しジェネリック薬品というものを周知するような方法だろうなと私は思っております。それで、指摘されたように、課内でどういう策があるのかももう少しもんでみて、できればできるものから早速周知なりしていきたいと考えてございます。（「了解」の声あり）

○委員長（久 勉君） よろしいですか。次。11番。

○委員（長崎達雄君） 私も収納率からお聞きします。平成23年度は73.65%、22年度が71.66%で1.99%アップした。これは職員の努力もあると思いますけれども、私はもう一つ国保の低所得者層にはここに書いてありますけれども、減免制度があります。先ほどの説明では、被保険者の54.6%の方々が該当している。大体これ、計算すると7,409万3,000円なんですよね。

減免というのは保険税全体の分母が減るので、収納率の向上にはつながるんです。ですが、もちろん減免したからといって保険税が入ってくるわけではないんですよ。だから、これも保険税収支を圧迫していると私は思います。ですから、この減免制度によって収納率アップした面もあるんですから、この1.99%アップでは私は足りないと思うんです。その辺、もう少し努力して73.65%以上にしなければならぬと思います。

次に保険給付について見ますと、平成23年度は14億5,889万7,000円、22年度は13億6,688万7,000円と上昇しております。平成23年度保険給付費を被保険者1人当たり6,255円で割りますと23万3,199円になるんですか。これに対して、税額のほうで見ますと1人当たり6万8,320円かかっていると思うんです。この差額を療養給付費等交付金とか国県の補助金や支出金で補って、さらに不足する部分を一般会計からの繰入金で埋めているということで、ここにも国保会計の大きな問題があると思います。

国保会計見ますと、歳出というのは年々増加の一途をたどっております。医療費と拠出金の増加が主な原因だと思いますが、保険給付費、各種の拠出金も含めて、拠出金も全て医療に関する経費で簡単には減額できないんですよね。しかし、一方では一般会計から多くの繰り入れをしなければ国保会計事業は維持できない現実があります。当町の財政運営上の大きな課題だと思います。

国保会計については、将来にわたって健全な財政運営を目指すことについて増加を続ける医療費についての対策はどういうものがありますか、お聞きします。

次に、よくはしご受診というの、やっている方、あると思うんです。同じ、例えばおなか痛くてもこっちにかかっても効かないからすぐそちの病院行くとかって、これがはしご受診だと思うんです。こういうのをなくす対策というのは病院のほうになるんだと思いますけれども、福祉課長がおられますからその辺の対策を国保含めて国保財政を何ぼでも安定させるためにはどうしたらいいかお聞きします。

もう一つ、これはあるところに行ってみるんですけども、薬いっぱいもらって何回も行ってもらって飲まないで三角袋に入れて、よく話聞くとこれ飲まないからごみさ捨てんだとあって言っている方あるんですよね。これは医療費の無駄遣いなんです。ですから、薬は病院のほうでも国保病院ならず一般の病院でも余り出さないようにできないものか、その辺をお伺いしておきます。

65歳からの年金を60歳からももらっている方もあると思うんですが、65歳から年金を、国民年金をもらっている方が多いと思うんです。ですから、前期高齢者、後期高齢者だと皆天引きになるんですよね。ですから、74歳までの前期高齢者にもできるだけ年金から天引きしてもらおうような方策はとれないのか、お聞きしておきます。

国保運営協議会13万8,000円と出ておりますが、この運営協議会についてお聞きしますが、今の国保のあり方が適切かどうか判断するのは町長さんですが、町長の諮問を受けて審議するのは国保運営協議会であります。多分年4回くらい開催されていると思いますが、実際に町民が傍聴する機会はないんですよね。議事録というのはよく、よその自治体はホームページで見られるんですが、涌谷町ではそういう議事録はつくっているんですか。もしつくっているとすればそれを見ること、例えばホームページで見ることができるようにした方がいいと思うんですが、その辺はどうなっているか。そして運営のあり方、わかりやすい情報を町民に知らせる努力がもっと重要でないかと思うんですが、改善する点はないか。お聞きしておきます。

国保の実質収支比率、平成23年度は実質収支が5,183万4,000円、これは標準財政規模47億5,762万5,000円で割ると、1.09%、平成22年度は7,406万4,000円を48億5,399万1,000円で割りますと1.53%で低くなっていますが、この原因はどうなのでしょう。以上お聞きしておきます。

○委員長（久 勉君） 町民税務課長。

○町民税務課参事兼課長（佐々木忠弘君） それでは、11番委員さんの質問の中で、私のほうからお答えする分として2つあると思いますので、まず収納率向上のために減免をしてはどうかというお話でございました。減免をして額を減らして納められない人を減らせという意味ですよね。はい、済みません。休憩してください。

○委員長（久 勉君） じゃあ休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時51分

[出席委員数休憩前に同じ]

○委員長(久 勉君) 再開します。

○町民税務課参事兼課長(佐々木忠弘君) 大変申しわけございませんでした。減免をしたから率が上がったという、軽減をしたから率が上がったということのお話ですよ。まず、軽減ですね。これは制度の中で7割、5割、2割というのが制度の中であってその方々に適用するものについてはおろすということでございます。

先ほどから休憩のときに話がありましたけれども、おろした分については保険基盤安定制度という中でそれを一般から補填されるというものでございます。それから、徴収率を上げろということで確かにそのとおりでございます。宮城県内の状況をお話しさせていただきます。まず、1人当たりの調定額の推移、課税額の推移で、涌谷町はどのくらいの順番に入っているかということ、大体1人当たり7万8,000円なので、宮城県35市町村のうち34番目です。ですから、低いということですね。減免したからどうのこうの、軽減したからどうのこうのじゃなくて、今低い中であって納められない人がいるというのが問題になっています。

それから、収納率の推移、先ほど言いましたようにこれも宮城県内で平成22年度の推移なんですけれども、涌谷町は確かに現年度分でいいますと86.55で県内35市町村のうち28位です。国保の広域化ということで、去年、おととしの話の中では県の平均以上を各市町村頑張りましょうと。今県の平均が88.幾らなのでその平均まで持っていかなないと広域化ができない、格差が出てしまうということなので、今現在担当課としては県の平均まではぜひ持っていきたいということで努力しているところでございます。終わります。

○委員長(久 勉君) よろしいですか。健康福祉課長。

○町民医療福祉センター副センター長兼健康福祉課長(佐々木敏雄君) 非常に大きい質問をされてしまったような気がするんですけども、医療費の抑制となると単自治体での考え方とかではお答えできないんじゃないかなと思います。ただ、今まで私も医療関係に従事というか、仕事をしていましてやはり無駄だというのは委員さんがご指摘した薬等もありますが、あと補正にも出ますけれども、看取りのときの医療機関へのかかり方だろうと思います。それが減るだけでも大分医療費は抑制されるんじゃないかなと考えますが、これはあくまでも個々人の自由でもございますし、選択肢でもございますので、ある程度の制約とかそういうのがないとできないものだろうかなと思います。

それから、重複の診療ですね。医療機関を何カ所も歩くという方も中にはおまして、これはある程度リストアップしまして訪問して指導しているというところですよ。

薬を出さないようにとか、そういうところはちょっと、次の病院の会計のときにはセンター長も来ますので、もしできればそういう医師としての処方の方とかその辺を含めて質問していただければありがたいと思います。

それから、前期高齢者の徴収ですけども、前期高齢者というの、年金天引きになっているはずだと思う

んですが。65歳からは恐らく年金の天引きという形になっていると思いますので、なお、確認していただきたいと思います。

それから、運営協議会の会議録は事務局側で保管しておりますので、必要であれば開示とか全然、そんな問題ないと思いますので見ていただきたいと思います。

実質収支率ですけれども、調べさせていただきたいと思います。分母が何だったか忘れてしまって・・・。
収支額が少なくなっているというところでしょう。

○委員長（久 勉君） 暫時休憩します。10分間ぐらい。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時07分

〔出席委員数休憩前に同じ〕

○委員長（久 勉君） 再開します。

○町民医療福祉センター副センター長兼健康福祉課長（佐々木敏雄君） 実質収支率ということでございますけれども、国保のほうでは収支額だけの比較だけで率としては比較するということではなくて、予算の性格とか内容から見てそういう率は不適切な率じゃないのかなと思われま。

それから、説明不足だったと思うんですが、国保の運協開示の関係ですけれども、ほかの委員会等も多々ございますので、今後の開示の仕方とかも各課なり上司と相談して決めていきたいと考えております。

○委員長（久 勉君） 65歳以上の年金受給者のことに関しては町民税務課長のほうから。

○町民税務課参事兼課長（佐々木忠弘君） 申しわけございませんでした。答弁漏れがありました。

65歳以上の年金受給者からの年金からの天引きはできないのかという質問でございました。これについては今現在制度的にございます。ただ、条件があります。まずこれまでは普通徴収ということで切符で納めていましたが、条件が世帯主が国民健康保険の加入者であること。擬制世帯ってありますけれども、家族が国保で世帯主は給与所得者という擬制世帯ですね。国保は世帯主の名前で変わりますけれども、擬制世帯はだめ、本人が国保でなければだめということです。74歳までの方で65歳以上75歳未満で年金の受給額が年額18万円以上の方で、その中に介護保険料もそこから徴収されるということでございます。

それからあとは、平成21年10月からは住民税も年金から引かれるということで、できるだけ特別徴収といいますが、もらっている方向に国のほうでは制度が変わってきている。今現在、宮城県は各地方県民税、そういうものが特別徴収、給料から引けないかということでことし何月でしたか、知事が記者会見をしたことがあって、今各市町村に特別徴収の強化ということで、普通徴収じゃなくて給与もらっている人は給与から、年金もらっている人は年金から引くような方向に現在動いているところでございます。終わります。

○委員長（久 勉君） 11番。

○委員（長崎達雄君） 今度、実質収支だけでお聞きします。平成22年度は7,406万4,000円、平成23年度が5,183万4,000円、減っていますね。この減った原因は何だと思いませんか。

そして繰入金が毎年2億円以上一般会計から入っているんですけれども、これを余りふやさないので

きるだけ抑えると、一般会計圧迫しますから、余り出さないようにする方法は何かありますか。医療費が年々上がってくる。そうすると基金も減ってくる。そうすると、最後は保険税のアップになるんですけども、それを抑えるために一般会計から繰入金も入っていると思うんですが、アップをさせない、繰入金は減らず、これは難しいんですかね。その辺をお聞きます。

○委員長（久 勉君） 健康福祉課長。

○町民医療福祉センター副センター長兼健康福祉課長（佐々木敏雄君） 実質収支となりますと、歳入歳出の差別的なものですので、平成23年度の場合ですとやはり震災等があつて保険料あるいは一部負担金等の免除等があつて、自己負担なく医療が受けられたということで歳出が多くなった、給付が多くなったということが原因となっております。

医療費、いろいろ一般財源の圧迫等考えれば給付を少なくする手だてということだろうと思いますけれども、やはり国保側から言えば医療機関にかからないような健康な生活を日々送れることが基本じゃないかなと思います。それで、そういう保健活動と、一単位の自治体としてはそういうことを進めていかなければならないと思います。

やはり人口の減、医療費の高騰はちょっと今の医療制度では抑えられないことだろうと思います。大分前から言われていますけれども、広域化とかそういうこともうたわれていますけれども、徐々にそういう方向に向かざるを得ないのではないかと思います。それで、この中にもありますけれども、前期の高齢者の負担金とかありますけれども、それは保険者間のデータのやりとり、連合会と支払い基金とかのデータのやりとりもしていますし、医療費等の把握もできていますので、そういう制度の、制度というか保険者間のデータのやりとりは非常に容易になっているものなのだなと私も感じておりますので、そんなに広域化とかは難しいものではないのでは。ただ、保険税の負担の公平さというか、そういうことが是正できればそういう広域化も可能なのではないだろうかと考えています。

○委員長（久 勉君） 11番。

○委員（長崎達雄君） 私も保険のおかげであの世から帰ってきたんですけども、余り大きいことは言えないんですけども、広域化について保険税が各自治体ごとに違うわけですね。そうした場合、どう調整をするんですか。結局、安いところが高いほうに合わせるようになるんですか。その辺はどうなんでしょう。

○委員長（久 勉君） 町民税務課長。

○町民税務課参事兼課長（佐々木忠弘君） 国民健康保険の広域化ということで、今宮城県で3年のうちでそれを調整しようということを進めて2年めですかね。その中で徴収率はこのくらいに上げよう、一番大事なのは今委員さんがおっしゃった保険税、それをどのように決めるかということで、宮城県で保険税ってどのくらいのものになっているだろうということですよ、涌谷町が。高いのか安いのかということですね。高いところは多分下がるかもしれませんが。ただ、安いところは上がるというものになります。

ちょっとデータありますので、お知らせします。医療費がベースになってくるわけなんですけれども、涌谷町の医療費ベース、22年のベースだと、大体県内で32番目に医療費が安いんですよ。であるから、保険料も安いということで、平成17年から涌谷町は税率を上げておりません。ですが、広域化になれば宮城県全

体の医療費の中で税としてどのくらい必要だろうということになって、それを保険者数とかで割ると、幾らくらいという率が出てきて、涌谷町は私の考えるところによると上がるだろうと思っております。終わります。

○委員長（久 勉君） 次に。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（久 勉君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（久 勉君） これにて討論を終結します。

次に、涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計決算の審査を行います。

説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課参事兼課長（佐々木忠弘君） それでは、後期高齢者医療保険事業勘定特別会計決算の説明を行います。

決算書の6ページをお開きください。

実質収支でございます。

収入総額1億3,417万4,000円、歳出総額1億2,868万1,000円ということで、差し引き549万3,000円の黒字会計となったところでございます。

次に、8ページ、9ページをお開きください。

保険料でございます。

調定額、収入済額とも地震災害による減免措置によりまして前年度より減収いたしております。収納率につきましても合計で0.31ポイント減少し、収納率は99.3%で終了したということになります。減少の原因といたしましては、町税等と同様でございますが、地震災害の影響があったのかなど、特に後期高齢の方については今回の震災については大分厳しい状況になったということだと思います。

次に、繰入金でございます。一般会計からの繰入金ですが、保険基盤安定繰入金、それから事務費繰入金がございます。これも、さっき説明したように減免した分を基盤安定繰入金の中に入れるという形になります。

16ページ、17ページをお開きください。一番上のほうにあります。

後期高齢者広域連合への納付金でございます。このうち保険料の納付金分としては、保険料収納額の減額によりまして7,854万4,000円、それから、保険基盤安定負担金分として4,641万8,000円、合計で1億2,496万2,000円を負担金として広域連合のほうに納付したということでございます。以上でございます。

○委員長（久 勉君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（久 勉君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（久 勉君） これにて討論を終結いたします。

次に、涌谷町宅地造成事業特別会計決算の審査を行います。

説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課参事兼課長（平塚盛茂君） それでは、平成23年度涌谷町宅地造成事業の特別会計についてご説明を申し上げます。

決算書6ページをお開き願います。

実質収支でございますけれども、歳入総額681万1,000円、歳出総額2万8,000円、実質収支額が678万3,000円となっているところでございます。歳入歳出の内容につきましては次のページ以降、ご参照願いたいと思います。

附属書類154ページお開き願います。

平成23年度におきましては、東日本大震災の発生に伴いまして町外震災被災者を対象に分譲価格を引き下げて販売してきました。主に石巻方面の住宅展示場等にチラシを送付、あるいは広報、ホームページ等に掲載いたしまして販売促進に努めてまいりました。平成23年度におきましては、106の25ほかが売約済みということで、石巻市の雄勝の方が契約を結んでおります。

現在、20番台におきましては東松島の方と契約を結んでおまして残り1区画となっております。東松島の方は106の13が現在契約を済んでおります。以上でございます。

○委員長（久 勉君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（久 勉君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（久 勉君） これにて討論を終結いたします。

次に、涌谷町公共下水道事業特別会計決算の審査を行います。

説明を求めます。建設水道課統括主幹。

○建設水道課統括主幹（安田富夫君） おはようございます。

それでは、平成23年度涌谷町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書についてご説明を申し上げます。

決算書6ページをお開きください。

実質収支でございますが、歳入総額6億9,536万1,000円、歳出総額6億6,152万4,000円、繰越明許費繰越額1,708万7,000円で、実質収支額1,675万円の黒字決算となったところでございます。

8ページ、9ページをお開きください。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1目受益者負担金でございますが、調定額2,531万3,000円、収入済額662万円、不納欠損額過年度分負担金10件分、合わせて149万6,000円、収納率26.2%で前年比13.6%の減となっております。内訳でございますが、現年度分収納率74.9%、滞納繰越分が8.9%となっております。なお、収納率の13.6%減につきましては平成23年度におきまして、震災発生により新年度分の賦課を差し控えたことによ

る減と考えております。

次に、2款使用料及び手数料でございます。1目下水道使用料でございますが、調定額6,862万1,000円、収入済額6,685万3,000円で、収納率97.4%で前年対比0.8%の増となっております。内訳でございますが、現年度分収納率98.7%、滞納繰越分が55.2%となっております。

次に、14ページ、15ページをお開きください。

歳出でございます。

1目下水道総務費19節負担金補助及び交付金④22万6,124円のうち16万4,602円でございますが、これは水洗便所等改造資金融資に係る利子補助金でございますが、融資件数21件に対する補助金でございます。平成23年度末の融資残高は、19件で669万4,000円となっております。

次のページをお開きいただきます。

2目下水道施設管理費でございますが、これにつきましては涌谷浄化センターの管理委託料と公共下水道施設の維持管理費用でございます。

2項下水道建設費2目公共下水道建設費13節委託料でございますが、これにつきましては涌谷浄化センター電気設備詳細設計の委託料でございます。

15節工事請負費でございますが、涌谷浄化センター沈砂池ポンプ等建設工事、汚水管渠工事、公共ます設置工事、舗装工事等19件の工事を行っております。工事の実績につきましては、決算資料の156ページをご参照願います。

次に、5款災害復旧費1目災害復旧費13節委託料でございますが、これは災害復旧のための管路テレビカメラ調査並びに災害復旧のための実施設計の委託料でございます。

15節工事請負費でございますが、災害復旧工事でございます。工事の実績につきましては決算資料157ページをご参照いただきたいと思います。なお、災害復旧工事の進捗状況につきましては決算書類にございますように23都市計画災害第3号①、同3号②、3号④につきましては既に事業が完了しており、23都市災害第3号③につきましては8月末現在で45%の進捗率と見ております。早期完成を目指し努力いたしているところでございます。

また、公共下水道事業の整備状況ですが、平成23年度に2.0ヘクタールの整備を行いまして、整備済み面積は248.1ヘクタールとなっております。事業認可面積307ヘクタールに対する整備率については80.8%となっております。

公共下水道の利用状況でございますが、一般世帯と事業所を合わせた整備済み区域内の戸数2,690戸でございますが、接続戸数が1,455戸、接続率については若干上がりまして54.1%となっております。

公共下水道事業につきましては、震災後の社会情勢の急変という厳しい状況ではございますが、今後とも下水道への加入促進を図るとともに、効率的な接続を目指し整備を進めていきたいと考えております。終わります。

○委員長（久 勉君） これより質疑に入ります。13番。

○委員（大橋信夫君） 公共下水道の項目になりますと、真っ先に取り上げられますのが接続率の問題でありまして、先ほどの説明では認可面積307ヘクタールに対して整備面積が248ヘクタール、整備率80.78%、こ

れだけ整備しているんですけれども、なかなか接続率が上がらない。このことについてふだんの努力も評価いたしますけれども何が原因なのか。そしてまた対策について。

○委員長（久 勉君） 建設水道課統括主幹。

○建設水道課統括主幹（安田富夫君） 毎年接続率の問題については議員の皆様方からご提言いただいているところでございます。特に、またかと言われるかもしれませんが、平成23年度におきましては震災復旧・復興最優先ということで、接続管理促進については少し怠ったところがあるのかなと考えられます。

ただ、監査委員さんのご指摘にもございましたが、受益者負担金の滞納繰越額が非常に多くなっているということがございますが、このことにつきましても毎年2回ほど催告状をもってあるいは震災復興に伴う接続の申し入れ等ありましたときにいろいろとお願い申し上げながら接続については努力しているところでございます。

今後のこともありますが、一昨日の町民運動会あたりでも下水道という言葉を目にさせていただき、耳にさせていただきという方向の中で今後とも進めてまいりたいと考えております。以上です。

○委員長（久 勉君） 13番。

○委員（大橋信夫君） なかなか大変な状況には承知いたしているつもりでございます。

しかしながら、滞納がふえてくる、また接続も上がらないということになると経営環境はますます厳しい状況になっていくんであろうと、こう思います。その中で下水道事業債、地方債残高が約40億円ございます。平成23年度で元利とも2億5,000万円の償還ということで、これはいずれかは膨らんでいくだろうと、単年度で処理しきれない金額になる可能性もあるだろうと心配いたしております。

それも含めまして、これは償還計画とあわせまして整備残の面積が59ヘクタールございます。このことについての見解を伺いながら、なおかつ、きのう合併浄化槽の欄でやればよかったんですが、平成23年度まで137件の合併浄化槽に対して、設置補助を出しております。仮に、これから残されるであろう59ヘクタールの中に、震災家屋あるいはもう老朽化したから建てかえしたい、とても下水道来るの待ってられないから新築して水洗化をしたいということがございましたらばどのような。

○委員長（久 勉君） 建設水道課統括主幹。

○建設水道課統括主幹（安田富夫君） それでは、確かに償還については年々厳しくなってきております。これにつきましては建設当初からの整備率、先ほどお話ししましたが、8割まで整備した、何ていうんでしょうか、ツケというんでしょうか。表現は悪いんですけれども、その投資部分について償還が発生してきております。このままの推移でいきますと平成33年に元金、利子合わせまして3億9,000万円ほどの償還が見込まれます。それ以降若干事業の推移もありますが下がっていくという状況にはございます。

公共下水道につきましては、いわゆる投資的経費、建設改良を考えなければ現行の使用料、それから負担金の入りで維持管理は可能のような、数字上にはなっております。ただ、今後とも工事、残り、残分約20%ほどありますが、このことにつきましては将来の当町の人口だったりあるいは世帯形態だったり、さらには国も含めて当町の経済状況あるいは社会情勢を十分に鑑みながら場合によっては延伸、さらには事業認可区域面積の縮小ということで対応しなければいけない時期に来ているかなと、私ども考えております。以上です。

○委員長（久 勉君） 計画未整備のところでは新築するのに合併浄化槽やるって言ったらどうするんだという質問にも答えてください。

○建設水道課統括主幹（安田富夫君） 済みません。

合併浄化槽につきましては、町の設置要綱でもって定めております。公共下水道の認可区域外、それから農集の事業区域外について町の合併処理浄化槽設置要綱に定めた形で補助金を交付しております。ただ、区域内でありますと全部自腹ということにはなっちゃうんですけれども、現在町で平成24年度に取り組んでおります涌谷町住宅修繕支援事業の中で水回りも含めた形で支援いたしますということで、上限額15万円ほど、金額が多いか少ないかは別ですけれども、対応しながら取り組んでいただきたいという考え方の措置をしております。

今後、区域の見直しも含めてやはり外について合併浄化槽という考え方はある程度、公平不公平もあるので、踏襲しなければいけないかなとも考えている状況でございます。終わります。

○委員長（久 勉君） 13番。

○委員（大橋信夫君） 償還とか、そういったいろんな予算的なものについては大体理解しておるつもりでございます。

理解できないのは、ちょっと乱暴な言い方かもしれませんが、勝手な線引いて、俺は補助金受けられないのかと、なっちゃうんですね。片方は5人槽で33万円、7人槽で41万円、仮に7人槽でいくと、何ぼだ・・・。56万円の手出し。56万円でない、26万円か。そういったことがなっちゃうんですよ。

今までそういう状況の中で運営してきたからこれを踏襲したいと、それはそのしゃくし定規というんだけど、そういった考え方はあろうかと思えますけれども、割り切れないものだから。

なおかつ、この事業の進捗状況を見ますと今年度の事業量から見ると延伸距離は微々たるもの。これをあと59ヘクタール埋めていくというとなん年かかるかわからない。その間に、事業すれば債務起こすわけですから。ふえますよね、借りるのは。そうするとまた償還が膨らんでいく。そういったことの繰り返しで今後下水道計画あり得るのかと。後年度にそういった負担を積み増していだけでいいのか。今までの条例のとおり方にもよりますけれども、この際に合併浄化槽区域外、区域内という定規はやめて、できるのであれば後年度に残したくない。そしてまた今ある補助制度の中でのなるだけ町内の5,800戸の水洗化率を高めたいという気持ちになりませんか。と私は思うんですよ。

○委員長（久 勉君） 建設水道課統括主幹。

○建設水道課統括主幹（安田富夫君） 先ほどもお話し申し上げましたが、延伸あるいは事業区域の見直し、認可区域の見直しというのが、委員さんおっしゃるエリアが狭まっていったところに幾らか恩恵を受けられる方がいるよということは理解はされるかなと思いますが、その中の問題につきましては今後町当局と協議をしながらどういう施策が一番望ましいことなのか、財政的な面も含めて考えていきたいと思っております。以上です。

○委員長（久 勉君） 13番。

○委員（大橋信夫君） 4回めになっちゃいましたけれども、特に許されたので。

こういった大幅な従来計画の見直しというのはかなり高度な政治判断が必要だと、そこで町長さんに伺

いますが、今まで私が申し上げました、できれば後年度負担残したくない、しかしながら水洗化の恩恵は全町民に分け与えたいという感じの中でこの下水道計画について見解がございましたらお聞きます。

○委員長（久 勉君） 町長。

○町長（安倍周治君） この公共下水道事業につきましては、計画がそのような姿でこれまで進めてまいりました。それまでの間、資本投下と申しますか、やってまいりましたけれども、先ほど担当統括のほうからお話がされましたように、これまで下水道事業として使いたいわゆる資本というものの償還というものは先々かかると、そして平成33年、先ほど話しされましたように今の推移の状況ではピークになるのかなと、それで平成54年ぐらいまで今の状況ですとかかるといふことでございます。これから、さらに未整備区域を延伸していくという状況から見ますと、さらにこれが横滑りしていく状況だろうなといふことでございます。いろいろとこの辺について検討もいたしました。

とりあえず、平成24年度の事業については大事な場所がございます。病院等に接続する段取りで計画をしておりましたので、これはやらなくちゃならないのかなと思っております。ただ、そのほかの予定されている区域の中での整備については当分の間見合わせをしなければならぬと私自身考えております。監査委員からの監査報告書の事業の最後の文章、これはまさにそのとおりだろうと私自身も考えております。

さて、そこで問題になるのは、ただいま委員さんのほうから質問のありました区域の中において浄化槽を設置した世帯に対しての補助はどうするんだといふことでございます。これは一番の今後の課題になろうかと思っておりますけれども、私は条例等を今後改正するような姿で対応しなければならぬのかなと、考えております。

といえますのは、この区域が果たして延ばしたところにおいて加入率あるいは接続率が伸びていく状況はなかなか見込まれない姿があるだろうと、高齢化あるいは人口減少等の要素がございますので、そちらのほうはそちらのほうで既に面整備が終わったところは加入あるいは接続を促進していきますけれども、さらに延伸するということについては今話しました状況等を勘案しまして当分の間見合わせながら、そしてその区域の中にあってもそういう新築で浄化槽という希望があった場合には個別対応で対応できるような姿づくりを考えてまいりたいと考えております。以上です。

○委員長（久 勉君） よろしいですか。次。14番。

○委員（大泉 治君） 歳入歳出総額決算書と監査委員さんの微々たる金額でございますが、1,000円ずつ違って中身は一緒でございますが、どちらが正しいのか確認したいと思います。

○委員長（久 勉君） 建設水道課統括主幹。

○建設水道課統括主幹（安田富夫君） これについては、切り上げ切り捨てによる数字の違いといふことでご理解いただきたいと思っております。以上です。

○委員長（久 勉君） 休憩。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時44分

〔出席委員数休憩前に同じ〕

○委員長（久 勉君） 再開します。

よろしいですか。質問だけでも15分以上かかるんですか。11番。

○委員（長崎達雄君） 下水道会計の特色というのは、比較的少ない数の歳入歳出の款項目節で処理されております。それが抱えている特別会計ですから、財産と借金が大きいにもかかわらず経営的には歳出額6億6,152万4,000円、少額の出費で運営されております。平成23年度当初の借入残高が41億1,390万1,000円で償還額2億4,904万8,000円。これも一般会計のほうでも聞いたんですけども、この借金の中で高利で借りているやつ、現在高の1億7,873万5,000円、この分を低金利のものに借りかえることができないのか。この借金は予算書で見るとこういうふうに分かるんですけども、ただ財産は一体幾らあるのかと、これは特別会計ではわからないですよ。ですから、現在特別会計で運営されておりますけれども、私は前から議会でも取り上げられております下水道、農集排、合併浄化槽、これは企業会計に切りかえるべきでないかと、その辺がどういう検討されてきておるのかお聞きしておきます。

上水道と同じく、下水道は使用料で運営するという公益事業の面を持っております。公営企業の経営原則というのは独立採算なんですよ。特別会計の設置というのは、住民の税金で運営する町の会計と利用者からの使用料収入を基本に運営すべき公営企業会計はやはり明確に区分しなければならないと思います。ですから、特別会計では決算書を直接使った経営分析はできないんです。ですから、これは透明性もわかることですから企業会計に移すべきです。早急に移す必要があるんでないか、そう思いますが、いかがですか。

そして負担金ですね。負担金というのは公共下水道を整備することによって利益を受ける地域の土地の所有者等に下水道建設費の一部を公平に負担してもらうこと、これが前提となっております。ですから、一部の受益者が長期にわたって支払いをおくらせ、さらには時効等による不納欠損処理によって払わなくても済むというのであればこれは著しく公平性を欠くわけです。そこで調定額2,531万3,000円、収入済額662万円、不納欠損が149万6,000円、収入未済額が1,719万5,000円。この数字を見てこれでは町民が本当に下水道整備を望んでいるかという点と疑わしいと思うんです。負担金の時効というのは、調べてみますと地籍割方式だと都市計画法75条7項で5年間となっております。ですから、時効にならないようにために、1年に2回でなくために催告書等を出すべきではないかと考えますが、この収入未済額解消に向けてどういう対策をさらにとっていくか、お伺いします。

次に、下水道事業は使用料等で維持管理費が賄えないんです。その分を一般会計からの繰り出しで帳尻合わせをして見かけ上の黒字にしております。使用料なら6,709万9,000円、負担金が662万円、合計7,372万円の収入に対して下水道費経費が2億7,570万6,000円かかっているんです。しかも、経費の回収率というか、26.74%しかないんです。

次に、公債費2億4,745万7,000円、これは歳出総額6億6,152万4,000円の37.4%を占めているわけです。繰入金というのが3億409万8,000円というのが歳入総額の6億9,536万1,000円の43.7%を占めております。公債費と実質的な経営の赤字分を一般会計の繰入金、繰出金で担保する形になっております。そこで、下水道財政の健全化、これは将来見直しすると言っていますけれども、国の人口推計も出ているしそれを見ますと涌谷町も平成30年だかそのあたりまでに1万3,000人だかそのぐらいまで減るとか、そういう推計値出て

いるんですから、将来見直すんでなくてすぐに早急に見直す必要があると思います。そういう面で健全化を図っていく。歳入面では負担金収入の確保ですね。使用料の見直しと接続率の向上を図る、これ必要だと思います。繰入金を減らすことですね。町債をできるだけ減らして新規の借入れをふやさないという、これは見直しすれば当然縮小してくるんだから減ってくると思うんです。あと、さっきも言いました歳出面では町債の借りかえによる利息の減少、これを図る必要がある。そして合併浄化槽を推進することだと思います。このことについてどう考えていますか。担当課として。

○委員長（久 勉君） 昼食のため、休憩します。

休憩 午前 1 時 5 8 分

再開 午後 1 時 0 0 分

〔出席委員数休憩前に同じ〕

○委員長（久 勉君） 再開します。

建設水道課統括主幹。

○建設水道課統括主幹（安田富夫君） それでは、先ほどのご質問いただいた件につきまして回答させていただきます。私がメモしたところでは7件ほどございますと思います。もし答弁漏れがございましたら、後ほどご指摘いただきたいと思います。

まず、借りに伴う高金利から低金利へというご質問、借りかえのお話だと思います。これにつきましては本議会中に、前に財政課長が答弁しておりまして、制度的に借りかえのできるものについては借りかえをさせていただくということでご理解をいただきたいと思います。

二つめでございますが、財産の動向だとかどのくらいあるかわからないと、企業会計化という長いこと質問しているのだが、担当課としてどう考えるかというご質問だと思いますが、平成23年2月、いわゆる震災の前でございますが、宮城県の市町村課で主催する会議がございました。その席上、総理府から派遣された職員がこのようなお話をされておりました。多くの下水道会計については特別会計で処理しているけれども、総務省としては企業会計化に移行すべきと考えていると。その年次につきましては平成28年を目標にしているというお話をされておりましたが、3月11日御存じのとおり震災がありました。それ以降総務省の方々、法改正等で宮城県に入りまして講師をされていますけれども、どうもその話が消え薄れているという判断をされているようです。恐らく、震災に伴うものだと理解しているんですけれども、当町につきましても企業会計化がどのような形で国から示されるのか、その辺の動向を見ながら今後対応していければと考えております。

三つ目ですけれども、負担金の問題だと思います。滞納繰越部分の問題が一番のお話のところかなと思います。滞納繰越者につきましては催告状をもってこれまで対応してきました。委員さんおっしゃるとおり、何度も足を運んで努力すべきであるということをご指摘のとおりでございまして、今後そのような方法で努力させていただきたいと思います。

使用料で賄うことができない下水道会計に疑問をという話ですけれども、これにつきましては前質疑者に

お話しさせてもらった経過がございますが、平成23年度の実績をお話ししますといわゆる事業の性格上、経常経費と投資的経費という形に分かれるかなと思います。

経常経費、負担金、使用料が収入の部分で申しますと、先ほどご指摘がありました7,300万円ちょっとぐらい実績でございました。その維持管理ということで、施設管理費、それから下水道総務費、合わせますと平成23年度実績で歳出が6,348万円ほどでございました。1,200万円強の収入の増を見たことから維持管理についてはこの部分で満足ではないんですけれども、可能だという判断をさせていただきます。

ただ、管渠の工事、これまで先ほどもお話ししましたように8割ほどハード事業を行っております。その部分に関する償還というのは必ず必要でございますので、その部分について公債費の質問がありましたが、同様に一般会計から繰り入れを行いましてやっている性格上、全てが使用料で賄うということまでは至っていないことを現実とし受けとめていただければ幸いかと思います。

それから、起債の償還でございますけれども、前質疑者に町長のほうから答弁申しあげたとおりでございます。今後残された2割を計画的に整備をしていった場合の起債償還が現在に償還額にプラスになるということでございますのでそれらを参酌しまして、町長のお話ししたとおり代替として合併浄化槽だとか事業認可区域の見直しだとかそういうものを考えながら今後対応していきたいなと考えます。

それと同じことだと思うんですが、繰入金、毎年多いぞということでございますが、これにつきましてもただいま申し上げたようにこれまで事業投資した部分の償還でございます。先ほどもお話ししましたが平成33年度ピークということでそれ以降事業をやらなくても少しずつ減ってはいきますけれども、支払いが出てくると、その部分で接続率を上げることによって使用料がもう少し入ってくるということから、担当としては今以上に接続率を上げながら使用料を徴していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上ぐらいでしょうか。よかったですでしょうか。終わります。（「事業の見直し、計画」の声あり）

事業の見直しにつきましても、先ほどお話ししましたし、町長がお話し、答弁されましたように公共下水道、先ほどお話ししました償還についてマックス平成33年、それ以降もかなり残るわけです。そのことを考えまして事業の延伸並びに事業認可区域の縮小見直しということで、今後対応していきたいと考えております。以上です。

○委員長（久 勉君） 11番。

○委員（長崎達雄君） 平成22年度、23年度で比較しますと使用料が23年度は6,709万9,440円ですか。そして22年度が5,832万6,260円で、877万3,180円上昇しているんですね。ところが、負担金のほうでは平成22年度のほうが1,241万3,900円収納されて、23年度が逆に662万970円で579万2,930円も減っているんです。どうして負担金が前の年こんな、平成22年度はこんなにとって23年度は減ったか。そして逆に使用料のほうで23年度のほうが逆にアップしている。これはどういうことなのでしょう。

そして、前にも聞いた、関連して聞いているんですが、実質収支ですね。平成23年度が1,675万円、22年度が1,027万3,000円で647万7,000円ふえている。この原因はどうなのでしょう。

○委員長（久 勉君） 建設水道課統括主幹。

○建設水道課統括主幹（安田富夫君） それでは、お答え申し上げます。

負担金の前年度対比500何万円ほど少ないんじゃないかというお話です。最初に決算のときに申し上げましたが、平成23年度に新規の賦課をしなければいけない地域につきまして震災がありましたために平成23年度賦課できなかった、しなかったということがありましてその分少なくなったための減額になるかと思えます。

それから、使用料のアップでございますが、平成23年度中に、企業の名前を申し上げれば東北アルプスさん、それから災害復旧のために旧ヨークベニマル跡に立地した東芝さんが加入したことにより増になったと考えていただきたいと思います。

それから実質収支につきましては、このことにつきましては災害復旧等によりまして繰越金の、何ていうんでしょう、補正、精算というのを怠ったためにそこに600万円ほど大きな金額として生じたものと思われまます。なお、本会議におきまして補正予算にて計上させていただきたいと考えております。以上です。

○委員長（久 勉君） 11番。

○委員（長崎達雄君） その計画の見直しですけれども、これは緊急にやる必要があると思うんです。このままでいけばたった6億6,000万円で、借金41億円もあって、その資産がどれくらいあるか私らわからないんですよ。資産というどれくらいあるんですか。やはり複式簿記にしないことにはこういうことはっきり出てこないんですね。そして損益計算。ですから、中小規模の町村でもやはり公営企業法に切りかえてやっているところもあるんですから、何で涌谷町がやれないのか。既に委員会とか何か指摘受けているんじゃないですか。その辺を早急に手をつける必要があると思うんです。人口が減るし高齢化が進んで接続する人が当然少なくなると思うんです。そのことですね。

あとは、私はこの公共下水道をもって今9月議会の決算審査はやめます。あとは残りの方にお任せしたいと思えます。一応聞いているだけで、あと最後にこれ監査委員さんの監査報告がありましたので、一応そのことについて、これは答弁要らないんです。申し上げたいことがありますので、監査委員さんに一応聞いていただきたいと思います。

このこれまでの職員OB代表監査委員にかわって、民間出身の代表監査委員が誕生して初めての決算審査報告書が提出されました。やはり、これまでと違って一歩も二歩も踏み込んだ内容の報告書でありました。一応監査のやつで報告……。

○委員長（久 勉君） 委員さん、質疑の時間ですので、質疑以外のお話はあとで監査委員さんに直接お話ししていただけないでしょうか。（「はい」の声あり）

○委員長（久 勉君） 建設水道課統括主幹。

○建設水道課統括主幹（安田富夫君） それでは、長崎委員さん3回めの質問、これで終わりということでございますので、誠意を持ってお答えさせていただきます。

先ほど来、町長から申し上げておりますとおり、委員さんおっしゃるとおり早急に計画の見直しというのはご理解できます。そういうことから、町長答弁したとおり、早急に町、財政も含めて副町長さん、町長さんと協議をしながらどういった方法が一番ベストなのかということで今後詰めていきたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。ありがとうございました。

資産につきましては、今その持っている資料の中では、大変失礼なんですけど、持ち合わせてございません。

ただ、今までにインフラ、整備した財産ということで考えますと69億3,440万6,000円ほどの投資をしながら整備を進めてきたことぐらいで勘弁していただきたいと思います。終わります。

○委員長（久 勉君） 12番。

○委員（加藤 紀君） 前者が下水道についてお聞きしましたが私も負担金の不納についてお聞きしたいと思っております。これだけの負担金の不納があるということは、かなり問題があるんだろうと思います。その内容について、お聞きをしたいと思います。

○委員長（久 勉君） 建設水道課統括主幹。

○建設水道課統括主幹（安田富夫君） 負担金の賦課の方法ですけれども、管渠入れたところに面した敷地を持っている方に対して負担金を賦課するという制度で当町進めてきました。その中で、負担金の賦課の方法につきましては、税務台帳の土地の現有目的というんでしょうか、現在の用途目的、それに基づいて賦課させていただいております。

負担金の不納欠損、滞納が非常に多いということでございます。毎回ご指摘いただいておりますが、このことについて前者の方にもお話ししたんですが、催告状をもって、納入をお願いしたいということでは対応しているんですが、中には負担金を納めないで下水道につなぎたいという方々が最近出てきて、それらについては特に負担金納付しない限りは町のほうでは許可しませんよという状況が見えてきています。

さらに、負担金の、我々の事務の怠慢にもなるかもしれないんですが、負担金の納付についてよく理解されていないと言ったほうがいいのか、知らないふりをしていると言ったほうがいいのか、現状として下水道に接続していないのにどうして負担金払うんですかという、少し下水道整備についての理解度が低い方もいらっしゃるようです。その方々を含めて今後こういう制度ですよということで、催告状のみならず前者の質問者もありましたけれども、足を運んで説明をしながら滞納処理に当たっていききたいと考えております。以上です。

○委員長（久 勉君） 12番。

○委員（加藤 紀君） 私が聞きたいのは、大体型どおりの話ではなくて私は前から心配していたんです。この負担金の決定の段階でも。何かというと、田舎のほうに行くと、敷地面積がかなり多くなるということです。そういうことで、これはそういう面では、何ていうか、下水道の負担金のあり方は不公平ではないかと。農家に行きますと1戸当たり宅地面積がまるきり違ってくるわけです。そういう都市部のある限定された面積の場合は問題ないんですけれども、農村部に行くと何反部単位での敷地になるわけです。そうすると、負担金がかかなりの高額になるということがありますし、このことについてやはり問題になっていないのかどうかというのを私は聞きたいんです。このことによって不納者が多いのかどうかということによって、負担金のあり方について見直しをしなければならないのではないかという心配があるので、お聞きしているんです。そういうことがあるのかどうか、もう一度お答えいただきたい。

○委員長（久 勉君） 建設水道課統括主幹。

○建設水道課統括主幹（安田富夫君） 確かにございます。

ただ、公平不公平という原則の中でこれまで賦課してきた制度は、現在はその制度を踏襲している。ただ、おっしゃるとおり人によりけりと言ったら失礼なんですけれども、3反部ぐらい、宅地という評価をされて

いても素直に納付してくれる方、あるいは現状を確認しろということで呼びつけられて行ってみると、やはり3分の2ぐらいは畑を耕している。ところが現状としては宅地評価されているということは確かにございます。ただ、現状としてそういう形で賦課はしていますが、今後面整備も含めて考慮というか、考えていく必要があるのかなということは強く感じている現状でございます。終わります。

○委員長（久 勉君） 12番。

○委員（加藤 紀君） 私は、この負担金の決定の段階で、私なりに意見を言ったわけでありまして、しかし私1人だけの意見だったので、その条項が入らなかったんですけれども、たしか一番最後にぎりぎり私は町長の裁量でそれを認めることができるという条項をぎりぎり入れさせたつもりなんですよね。必ずそういう問題が出てくると私は思っていたんです。平方メートル当たり何ぼで都市部だと100平方メートル、100坪ぐらい、50坪の人と、300坪だの800坪の宅地で同じ1戸しかないのに負担金が3倍も5倍も納めなければならぬと、必ず不公平が出てくると、私はその条項をつくるときに町長の判断でその条項見直しができるという条項を入れさせたつもりだったんですけれども、それがあはずですから、私はそういう極端な違いについては見直しするべきではないかと考えているんです。まして、こういうふうにならざるに今普及が難しい段階で不納がこういうふうが多い、そういう段階で問題が、その辺の問題について提起もしないようですから申し上げたんですけれども、やはりその辺を納めやすくするという公平さを保つというか、そういう面では見直しをするべきだと考えておりますので、これは町長さん、お願いします。

○委員長（久 勉君） 副町長。

○副町長（菅原孝治君） ただいまのご質問を聞きながら20年前を思い出しておりました。

実は、私、下水道を始めた張本人でございますので、その負担金のあり方、特別委員会を開いていただきましていろいろと論議していただいた経過を存じております。確かに、その当時の時代背景としてはある程度成長が見込まれた時代でございますから、人口の推計もかなりの大目にみているんな計画をつくっておりました。その中で、これは都市計画法にのっとりなんですけれども、負担金のあり方というのは公共下水道の場合はほとんど宅地面積の平方メートル当たりの単価をかけてそして算出するというのが現状でございましたので、それを踏襲してほとんどの市町村がそういうやり方でやっていたということでございまして、議論の中で議員さんがおっしゃっていたように現況ですね、宅地と登記されておりましたも現況は田舎のほうに行きますと農地的な宅地が大分ある、屋敷の中に。そういったことも考慮に入れるべきじゃないかという意見が大分出て、そういった中である程度それも加味したような内容で制度設計しようじゃないかということとは、そういうことにしたつもりです。

ただ、その際に取り決めとして分筆してそういう宅地と農地を分けるという形で多分、そういう状況になっていると思うんです。ですから、今、いろんな形でこういう経済状況の中で、加入率が低いという問題、それが受益者負担金についてもそういった意味でいろいろ徴収しづらくなっているという現状を踏まえましてならば、そういった状況を踏まえて制度の中身、これはただ担当統括も話しましたようにこれまで何十年という形でこの制度でやってきておりますので、もう既に負担金を納めていらっしゃる方がほとんどでございまして、そういった方々への不公平感と申しますか、そういったことも踏まえながら検討せざるを得ないんだろうなと思います。そういう状況は、こういう状況でございますから、具体的にどういう形がいい

のか、ちょっと単純にすぐというわけにいかないかもしれませんが、やはり見直しする時期に来ているのかなと私は思っております。

○委員長（久 勉君） 12番。もう1回。4回。

○委員（加藤 紀君） 簡単にやりますけれども、もうわかりました。そういうことでぜひ、もう少し早目に本来であればその見直しを農地、田舎のほうというか農家に回る段階でやるべきだったんだろうと思います。

それと、分筆をしなさいという指導があったということなんですけれども、分筆の経費のほうが高いんですよね、負担金より。そういう、それは理由にならないんですね。そういう面では十分にそれらを考えて今後対策を練ってほしいと思います。（「はい」の声あり）

○委員長（久 勉君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（久 勉君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（久 勉君） これにて討論を終結します。

次に、涌谷町農業集落排水事業特別会計決算の審査を行います。

説明を求めます。建設水道課統括主幹。

○建設水道課統括主幹（安田富夫君） それでは、平成23年度涌谷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

決算書6ページをお開きいただきます。

実質収支でございます。歳入総額2億9,289万円、歳出総額2億6,072万2,000円、繰越明許費繰越額2,880万4,000円で、実質収支額336万4,000円の黒字決算となっております。

8ページ、9ページをお開きいただきます。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金1節受益者分担金でございますが、調定額1,620万円、収入済額373万円で、収納率23%となっております。内訳でございますが、現年度分収納率82.4%、滞納繰越分11.1%となっております。

次に、2款使用料及び手数料でございます。1目下水道使用料でございますが、調定額1,149万円、収入済額1,149万円、収納率100%となっております。内訳でございますが、現年度分収納率100%となっております。

14ページ、15ページをお開きいただきたいと思っております。

歳出でございます。

1目農集排総務費19節負担金補助及び交付金でございます。④6万7,791円でございますが、これは水洗便所等改造資金融資にかかる利子補給補助金でございます。融資件数が8件に対する補助金でございます。平成20年度末の融資残高につきましては7件、313万6,400円となっております。

次のページをお開きいただきます。

2目処理施設管理費でございますが、これにつきましては、籠岳中央区並びに上郡地区の汚水処理場管理

委託料、農集排施設の維持管理費用でございます。

次に、4款災害復旧費1目災害復旧費13節委託料でございますが、災害復旧のための管路テレビカメラ調査並びに災害復旧のための実施設計委託料でございます。次のページ、15節工事請負費でございますが、災害復旧工事費でございます。工事の実績につきましては決算資料159ページをご参照いただければと思います。なお、復旧工事の進捗状況につきましては、上郡地区におきましては8月末現在52.9%、箕岳中央区につきましては14.5%となっております。早期完成を目指し、現在進めているところでございます。

農業集落排水の利用状況ですが、一般世帯と事業所を合わせた整備済み区域の件数は810件で、接続件数は342戸、接続率は若干の伸びで42.2%となっております。

農業集落排水事業につきましては、公共下水道事業と同様に震災後の社会情勢の急変という厳しい状況ではありますけれども、今後とも接続率向上に向けて、下水道に対する理解を深めていただくよう努力したいと考えております。以上で説明を終わります。

○委員長（久 勉君） これより質疑に入ります。

8番。

○委員（門田善則君） 農集排については、毎回この私も議会のあるたびに接続率の問題でお話をしております。それで、お聞きしたいんですが、認可区域になっているところでまだ事業が展開されておらないところがたくさんあろうと、現実的には今ストップしている状況にあるのかなと感じますが、単純に認可区域となったところを工事を現実始める場合、誰がこの区域をやろうとか、最近であれば上郡地区が終わって花勝山地区をやられたと現状があります。ところがあそこには100何十軒あって接続率は20%にも満たない。

こういう、そこを事業しましょうと考えた人の気持ちも聞いてみたいわけなんです。実を言うと。でも恐らくここにはいないのかなと思うんですが、その辺を十分に今後加味した中で、最終的には町長にもお聞きしたいんですけれども、その辺の見通しがよかったのかどうかということ課内ではどういうふう判断しているのか、まずその辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（久 勉君） 建設水道課統括主幹。

○建設水道課統括主幹（安田富夫君） それでは、門田委員さんの質問にお答えいたします。

農業集落排水事業につきましては、平成9年度から平成21年度までにかけて4地区の環境整備を実施してきました。このことにつきましては、その地区の方々の同意のもとで農集排の環境整備は行われていると引き継がれております。

平成22年に公共下水道の事業認可区域の見直しを行った際に9年度からの投資効果を考えたときかなり低かったと、いわゆる接続率が低かったという意味なんですけれども、そのことによりまして大谷地地区、小里地区、小塚地区、三十軒地区の4地区については計画を見送るということで、多分議会でもお話を承っているんじゃないかと思います。こうしたことから、事業採択区域外の方については何度か出ていますけれども、合併浄化槽でもって対応したいということで、現在担当課としては考えています。

なお、担当課で下水道班での内部でどうかということですが、やはり投資効果というものを考えると非常にリスクが大きいということでなかなか今後どうしたらいいのかという目標が出てこないのが現状でございます。ですから、制度的に合併処理浄化槽という制度がございますので、その辺で対応していけたらなとい

う考え方で担当課としては現在おります。以上です。

○委員長（久 勉君） 8番。

○委員（門田善則君） 今回の統括のお話、十分にわかるわけですがけれども、問題は結局今認可区域内にあって凍結みたいな形でそこを見直したということで今4地区の行政区の名前を上げたようでしたけれども、その結果というのはこういうことがあったからこそ、その結果に基づいてこの4地区はという話ではないでしょうか。ですから、私が思うには、その接続率その前に事業をやったところが悪いので、単純に考えますと悪いのでやっても同じことになるもしくは費用対効果の中ではそういうふうにはいかないだろうということで、そういう判断をされているのではないかと思うんです。ということは、その前にやった事業に私は問題があると思うんです。なぜ、120戸、130戸あるところの10何%の接続率になっている。そこをなぜ工事してしまったか。事業をしてしまったかということに大きな問題があると思います。ですから、その工事やる前にその地域でどういうお話し合いがあったのか。そしてどういう地域の要望があったのか。そしてどういう確約をもらって工事を始めたのかということをもっとお聞きしたいと思います。

○委員長（久 勉君） 質問者、前に、議会に上程して議会が議決を求めてこの事業を推進してきているんですから、それ過去に問題があったということはいかかなものかなと思います。

休憩します。

休憩 午後1時35分

再開 午後1時36分

〔出席委員数休憩前に同じ〕

○委員長（久 勉君） 再開します。

副町長。

○副町長（菅原孝治君） ただ、私公共下水道を始めてそしてその後一緒に農集排計画。これは当時農林課でやっております計画づくりと一緒にやっておりました。公共下水道を市街地部分、東地区でやると、その際に議会からちょっと不公平じゃないかという話がありました。箕岳地区、または全地区でやるべきじゃないかということで農集排の話が出てまいりました。それで、第1番目に一番要望の強い箕岳中央地区から始めたということでございまして、順次計画同じくあって進めていくという話でございました。

その中で、たしか統括が話したように地域からの要望でこれは農集排というのはやるわけです。あくまでも、要望で、公共下水道と違いますから、そういうことで実施したつもりだったんですね。それを、その内容についても議会にお諮りしてご議決いただいて事業をスタートした。ただ実際、スタートしてみると非常に接続率が悪い。特に、某地区につきましては非常に、ただその際下水道処理場が近くにございましたので、この際公共下水道の処理施設につなげば処理施設も少なく済むということで効率性も考えて某地区を計画に入れたということでございまして、ただその際も地域の方々、特に区長さんとかいろんな方々から強い要望があったということは事実でございまして、そんな中で実施したわけでございまして、その判断が甘かったといえばそれまででございまして、私ども非常に反省するところでございましたので、その後の計画遂行につ

きましては議会に諮りながら見直しをさせていただいたという経緯でございますので。

○委員長（久 勉君） 8番。

○委員（門田善則君） 今、恐らく副町長が言ったとおりだと思います。私はその現場にいなかったわけですからよく内容がわからなくて今お聞きしたわけですがけれども、先ほど統括の説明の中では地域内にあっても今現時点では合併浄化槽の普及を促進したいというお話がありました。

だったらなんですけれども、もっと普及させる方法として何か発案はないのかなと。特に、箕岳地区でも未整備のところと整備のところでは小さい子供、中学生、年ごろの子供がいるところについてはよく何でこっちは下水道が来なくてあっちはあるんだという話があるそうです。これはやはり、その年ごろの子供たちの感情を見ますと、そういうのもしかるべきかなと。

そういった中で、統括の話では合併浄化槽の普及を図りたいということなんです、今合併浄化槽、5人槽で幾ら、7人槽で幾らという補助率で補助を出しているという現状、私も知っています。そういった中で今の補助率が適正なのかと、踏まえたときにこれを推し進めると、涌谷町はこの方向で行くといったときに、その金額が妥当なのかと、要は町としてももう少しその辺を見直して仮にプラスアルファの中で推し進めていくという方法もあり得るかと思うんです。ですから、先ほどそういうお話を聞いたわけなんです、確実にこの人は入れっからと言って5人槽、7人槽申し込むと思うんです。やっかやんねのかわからないので、申し込みする方はいないと思うんです。ところが、一般の、農集排についてはこの人加盟するかしらないかわからないけれども、全体としての事業ですからやらざるを得なくてやっているわけですよ。ということから踏まえると、この人は間違いなくつないでくれるというよりも、その合併浄化槽を使うということですから、その人には普及を進めるという観点からすればもう少し出してあげてもいいのかなという私の個人的な考えでもありますけれども、そういう考え方が今後うかばないのかどうか、最後にお聞きしたいと思います。

○委員長（久 勉君） 建設水道課統括主幹。

○建設水道課統括主幹（安田富夫君） 公共下水道のときも合併浄化槽の設置要綱に基づいてお願いしていますということで、平成15年4月1日に涌谷町の合併処理浄化槽推進整備事業補助金交付要綱というのを作成しました。この中で、国と県と町のそれぞれの負担において合併浄化槽の設置をお願いしていたところがございます。町の財政状況だったり、あるいは申し込み状況だったりということも勘案しなきゃないんですけども、今後委員さんが考えていることもごもっともだと思いますので、町当局と設置要綱の改定も含めて可能なかどうか協議していきたいということで、ご答弁にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（久 勉君） はい。

○委員（門田善則君） 最後に町長にお伺いしますけれども、私としてはそういった考えもあるわけですが、今担当課の統括は上司と相談してということですが、ぜひとも町長としてもその辺を勘案していただいて、町の環境美化に幾らでも貢献できるような形をつくるべきだと思いますので、その辺の考えあればお話し下さい。

○委員長（久 勉君） 町長。

○町長（安部周治君） いろいろと委員の皆様方には、公共下水道なり農業集落排水事業等について大きな大

きな課題がある、そして問題点を煮詰めていただいて、今後の方向性ということで今お話しされています。

私、もちろんそういう姿であるのかなと前から思っていました。しかし、東日本大震災において公共下水道、あるいは農業集落排水の排管等が相当破損というか、改修しなければならない状況があつて、いまだに改修をしていないところもありますので、そちらのほうを早目に対応しなければならないのかなと思っております。

でありますので、ある程度目鼻が立つ今年度末あたりに目がけて、今後の平成25年度あたりからどのような姿で対応しなければならないのかということ町内で検討していかなければならないと考えております。なおさら、県あるいは国等の関係もございますので、それもあわせて意見調整等もしなければなりません。何よりもまず、既に布設をした区域の中におきましてはいろんな角度からいわゆる接続をしていただくようお願いをする姿が今のところでは最良の姿だろうなど。そういう中で漏れた方々は合併浄化槽等の姿もございますし、補助額が多い少ないというのはまた今後さらに煮詰めなくちゃなりませんので、その辺のところだけはまだ十分検討しなければならないということでございます。もう既にある程度の助成を出して加入して設置していただいているところもありますので、その辺のところの整合性もございますので、よくよく深く検討して対応していきたいと考えております。ちょっと時間をいただきたいと思えます。

○委員長（久 勉君） 次に。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（久 勉君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（久 勉君） これにて討論を終結いたします。

続いて、涌谷町介護保険事業勘定特別会計決算の審査を行います。

説明を求めます。健康福祉課長。

○町民医療福祉センター副センター長兼健康福祉課長（佐々木敏雄君） それでは、平成23年度の涌谷町介護保険事業勘定特別会計の決算の説明をいたします。

附属書類162ページをお開きいただきたいと思えます。

介護保険の利用者数でございます。1に要介護、これは介護認定者数でございます。平成23年度は1から5までですが、右下になりますけれども、813名、この数字は介護保険1号被保険者に対して16%の方が認定を受けているということでございます。

次に、2、それから次のページの3）、済みません、2番ですが、この方々は利用している方々の数字になります。全部の数字がありませんけれども、ずっと足すと667名の方、認定を受けているのが813名で、利用している方が667名で認定された中で約8割の方が利用しているという状況でございます。

利用している人の中で、162ページの居宅介護サービスを受けている方が約7割。それから次のページになりますけれども、施設サービスということになります。施設サービスを受けている方が約2割です。3番めに地域密着型のサービスを受けている方が1割という利用の割合でございます。

次の165ページ、お開きいただきたいんですが、それは介護の給付した状況でございますけれども、数字

が細いのですが、上段のほうが介護給付、下が予防給付でございまして、介護給付が95%、それから予防給付が5%の給付割合というところでございます。その中で、介護給付の中でですが約4割が訪問系ですね。それから、次の地域密着型が約15%、施設のサービス料としては45%が施設のサービス給付として支払いしているという現状でございます。そういう現状で平成23年度の決算ですが、保険料のほうから説明いたします。

○委員長（久 勉君） 町民税務課長。

○町民税務課参事兼課長（佐々木忠弘君） それでは、介護保険事業の保険料についてご説明いたします。

決算書介護保険8ページ、9ページをお開きください。それから、決算に附属書類の161ページとなります。

保険料につきましては、前年度分と比較いたしまして調定額、収入済額それぞれ減少いたしております。要因といたしましては、地震災害による減免措置による減少ということでございます。

不納欠損につきましては117万6,000円でございますが、生活困窮の理由から欠損処分を行ったところでございます。

附属資料6、161ページの収納率をここに出してございます。収納率につきましては、普通徴収では前年度と比較いたしまして、現年度分では1.81ポイント減の84.76%、滞納繰越分につきましては4.86ポイント減の18.21%、特別徴収、普通徴収の合計では0.25ポイント減の97.03%とマイナスの結果となってしまったところでございます。今後におきましては、介護保険会計の安定化のためにも収納率向上にお一層努力してまいりたいと考えております。終わります。

○委員長（久 勉君） 健康福祉課長。

○町民医療福祉センター副センター長兼健康福祉課長（佐々木敏雄君） それでは、3国庫支出金からご説明いたしますが、今説明された保険料につきましては制度的には介護保険の利用者分を抜いて公費が50%、それから65歳以上の1号被保険者という方々の保険料が21%、それから40から65歳未満の方の納めるのが29%で公費、それから保険料と半々となっているわけですが、その中の公費の中の50%あるわけですが、その中の半分が国庫の負担金という金額になるわけです。

それから、2に国庫補助金でございますけれども、今回は震災がございまして保険料、10ページ、11ページになりますが、4の災害臨時特例交付金がございますが、これは今回震災による保険料、それから利用者負担金等の免除の補填があったものでございます。

それから、4の県支出金でございますけれども、この1介護給付費負担金につきましては、公費負担分としての50%のうちの12.5%ですか。国が半分、県、町がそのまた半分ですので、12.5%分の負担ということになります。次に、5款支払基金交付金でございますけれども、これにつきましては保険料に当たる部分で40歳から65歳の方々の保険料が支払基金から入るものでございます。それから、9諸収入ですね、14、15ですが、諸収入で62.6%ほど増加なっていますが、これは16、17ページの雑入の過年度収入で精算分があったために増加したものであるということでございます。これが歳入の主なものでございます。

歳出につきましては、ほとんどが給付費でございます。8.8%ほど増になってございます。22、23ページでございます。給付費がほとんどの事業費用でございますが、8.8%の増。

それから、26、27ページ、平成22年度とそんなに差はないんですけども、包括的支援事業があるわけでございますけれどもここは介護保険を利用するための最初の入り口ということでございますので、ここには、地域包括支援センター等の職員も配属になっていますのでここを通して介護保険の利用等の相談を行っていただきたいという部分でございます。それが歳出の主なものでございまして、冒頭説明しましたように、介護保険につきましても1号被保険者の約2割に満たない方々の利用だけですので、これ以上要介護者を出さないような、やはり町民運動会でも行ったような介護予防でまちおこしじゃないですけども、皆さんに運動なり食に注意していただくなり、そういうことをしていただくような努力をしていかなくちやいけないと思います。終わります。

○委員長（久 勉君） これより質疑に入ります。

15番。

○委員（遠藤稔雄君） まず、介護保険の徴収でございますが、特別徴収はどの段階でも100%の徴収、当然でございますが、普通徴収で第2から第5の段階で低下している。その中でも第1段階は年金受給者とかあるいは高齢福祉年金とかそういう受給者の中で100%となっておりますけれども、同じ0.5の保険利用率の中で収入が少しでもある段階から、いわゆる第5段階、1.25倍までかかる、その段階で著しく低下している。昨年の地震の災害の後遺症もあるのかなと自分なりに推計してはいますけれども、改めてどうということこういうような収納率の低下が発生したのかということをお聞きしたいと思います。

それから、この徴収段階での2段階、3段階で一番心配されることは滞納者の中で例えば1年、1年半、2年という長期滞納者がいて、いるかないかということ。もしなければ結構なんですけれども、いた場合例えば給付制限とか介護保険証の撤収とかそういった措置がされなければいいんですが、そういうことがあったのかということをお聞きしたいと思います。

それから、給付状況の中で、今説明がございましたけれども、認知対応型の共同生活、グループホームとか、こういったところで43%利用が上昇しておりますので、こういった中で今後のグループホーム等で地域密着型の中でこういった方面での国とか県の考え方ももちろんございますけれども、町としてはこういった方面で増床とかあるいは何らかの考え、施設の対応とか考えておられるか、この際お聞きしたいと思います。

○委員長（久 勉君） 町民税務課長。

○町民税務課参事兼課長（佐々木忠弘君） それでは、収納率について、現年度分で申しますと第2段階から第5段階で落ちているということでございます。介護保険が、私が担当した中で平成23年度までは3,700円、基準額ですね、その中で涌谷町の介護保険を進めてまいりました。24年度からは4,000円ということで300円上げましたけれども、その4,000円に上げる際にいろいろと段階、涌谷町は6段階にしていますけれども、それを8段階にしているところもあります。6段階と8段階とどこが違うんだろうという、ちょうど負担が重荷になる段階があるんですね。所得が少なれば軽くなるんですけども、それからそれ以上のものはもう軽くなるんですけども、ちょうど中間層が負担増という、負担を重く感じるものがあって、その方々の中でやはり納められない、それから介護、実際自分が介護を受けている方々、それから多いのはひとり世帯とか、そういう方々がそういう状況の中にあるんだろうなど。ただ実際、全部が全部というわけではない

んですけれども、その面で一番段階の2段階から5段階の間が負担増に感じているのではないかと考えております。終わります。

○委員長（久 勉君） 健康福祉課長。

○町民医療福祉センター副センター長兼健康福祉課長（佐々木敏雄君） 地域密着型の施設ということで認知症の方々は年々ふえているということは現実にあるわけですが、それに伴って現在ある施設の方にも拡張したいという方もおりますし、新規に涌谷であればという、どこかないですかという問い合わせはございますが、はっきりしたまだ、建てたいという意思表示程度で具体的には進められていないというのが現実でございますが、もし具体的になれば当然需要があるわけですので、その辺は介護計画もありますけれども、見直しをかけるような形になるかとか、ちょっと見直してみないとわかりませんが現実的にはそういう方はおります。

○委員長（久 勉君） 給付制限、滞納者の。給付の制限は、制限しているかしていないか。長期滞納者の。暫時休憩します。

休憩 午後2時02分

再開 午後2時12分

〔出席委員数休憩前に同じ〕

○委員長（久 勉君） 再開します。

健康福祉課長。

○町民医療福祉センター副センター長兼健康福祉課長（佐々木敏雄君） 介護保険の給付制限のことですが、制度的にはありますが、うちの町としてはしておりません。

○委員長（久 勉君） 15番。

○委員（遠藤稔雄君） 一番心配している給付制限とかがないということですので、その部分は本当に安心いたしました。

先ほど、町民税務課長のほうからは答弁ありましたけれども、徴収率が第2から第5の段階まで、前のやつだと、ただその背景というものはまだ聞かされておられませんので、もう一度背景も含めてですが、なぜそのようにしますかという、今回先ほど課長のほうから答弁あったように第5期の介護保険事業計画の中で現在介護保険料を値上げしておりましたので、そういった面でまだ景気というものは回復がはかばかしくない中で今後の新しい、前の6段階、実質7段階の、できるだけ小まめにということで今度は8段階にしてまで対応しても徴収の状況でやはり平成23年度の傾向を受けて心配される面がございますので、その辺今までの徴収等で接触なされた中でその動向をどのように把握をして今後の徴収率向上といえますか、徴収率向上というよりも結果として被保険者が介護保険を受けられなくなるような状況にならないように、しっかりと保険料を徴収しなければなりませんので、その見込みをお聞かせいただきたいと思っております。

それから、先ほどグループホーム等で場合によっては増床ということもあり得るという話を承りましたが、今の町内の地域密着型の中でのグループホームの実態を見ますとその利用者の中で高齢ゆえに病氣

になりやすかったり、あるいは大腿部骨折とかそういったようなことで医療保険のほうに移らざるを得ないということがございます。そういった中で利用者の家族は病院、医療センターの老健とかそういったところでやると安心するけれども、民間なんかだとやはり医療保険に変わる際の非常に不安を感じていると。しかしながら、私どもの町立病院を核としました医療センターでは医療を核として保健福祉、そして介護四位一体的な中で地域包括ケアをしている中で、町民の皆様も今言った利用者の皆様、そして各施設ではバックに涌谷町国保病院があるという認識がまだまだ薄いんじゃないのかなと。そういったような心配をしております。やはり、病院と介護施設の互換作用、それによる双方の相乗作用を私は期待しておりますし、町民の安心も熟成されるものと確信しただけに、そういった不安の声があるということは私としては非常に不本意であります。たまたま、青沼センター長がおいでですので、この件に関しては青沼センター長からお答えいただければと思います。

○委員長（久 勉君） 町民税務課長。

○町民税務課参事兼課長（佐々木忠弘君） 大変難しい質問でございます。

委員の方々にもう一度復習の意味でお話をしたいと思います。

まず、介護保険今何段階、6段階までという話でございます。それについては基準額を第4段階に設けます。ですから、平成20年だと4,000円が基準額になります。その12カ月分ですね。それで、第1段階ってどういう人なのかということでございます。これは、生活保護を受給している方、基準額に0.5%という率で保険料が加算されます。第2段階の人につきましては全世帯が住民税が非課税だと。ただ、前年度の合計所得金額が課税年金収入額80万円以下の人です。それから第3段階については全世帯が非課税で第2段階以外の人です。それから第4段階については世帯の誰かが住民税が課税されている人。本人は非課税であるという方が第4段階。これが基準になります。第5段階については本人が住民税課税で前年所得が190万円未満の人。率が1.25%、それに掛けられます。第6段階については本人が住民税課税で前年所得が190万円以上の人ということになると、どの辺の層がきつい層になるのかなということになります。

それで、先ほど言いましたようにこれは国保も同じなんですけれども、ちょうど限度額とゼロの人の境、中間層が一番負担が重く感じられるという税体系に、今なっています。これは料体系ですけれども、その中で、今ご老人の方がいて、介護認定があったり介護保険を納めなきゃいけないというときに先ほど言ったように世帯主はおばあさんの、おじいさんの介護保険料だから、おじいさん、おばあさん払ったらいいんじゃないという仕組みの家庭が大分多くなってきました。前までは息子さんが払ったりそういうのでやっていたんですけども、普通徴収の方のいろんなケースを見ますと、少ない年金ですね。年金がある程度あれば年金から特別徴収されるんですけども、少ない年金の中で特別徴収できない家庭の中で普通徴収になると、おじいさんおばあさんが自分で払うということになってございます。そうするとなかなか払えないので、附属書類の161ページの下のほうで滞納繰越普通徴収というのを見ていただくとわかるように、三つに書いてある一番下ですね。平成16年度から22年度までということで、収入未済額がこのように残ります。例えば平成16年分が3万4,000円、17年分が2万5,000円、18年分が2万9,000円と小さい額で。こういう方々については、分納で納めるから納めさせてくださいという方で、長年分納で納めているという状況であります。

先ほど国保のほうでもお話ししましたがけれども、保険税であれば徴収権といいますか、それが5年で時効

になるわけですが、介護保険料となりますと2年でございます。なぜこんなに残っているのかということなんですけれども、これは民法上で請求をします。保険税であれば国税徴収法なんですけれども、介護保険料については民法の中で必ず1年に1回督促状を出せば2年で時効なんですけれども、それは生きてくるという、多分皆さんも請求書で請求されなければ1年で切れたり2年で切れたりするんですけれども、請求来ているうちはずっと債務が残るという形になって、介護保険料についてはそのような形で分納の中で自分がもし介護を受けるような状況になったときには必要なので、今介護保険料を全部納めるわけにいかないので、分納の中でやらせてほしいという状況が滞納繰越分のここに収入未済額ということで残っているような状況を見ると、やはり2段階から5段階の一番介護保険料の負担が重く感じる方がそのような状況に今現在あると。今後、先ほどサービスの制限どうのこうのとありましたけれども、涌谷町の場合は納めないからって制限したりするようなことは健康と福祉の町にはそぐわない。できれば、全ての人にサービス提供したいということで、徴収のほうも少なからず、少ない金額でいいのでとりあえず納めてくださいとお願いするような状況の中で今徴収を行っているということでございます。終わります。

○委員長（久 勉君） 青沼センター長。

○町民医療福祉センター長（青沼孝徳君） 施設と病院のというか、公的な機関の関係ですか。

私の立場としては基本はできるだけ多くの町民の方々が介護を必要としないような状況と申しますか、介護予防を力を入れるというのがまず第一義的なことだろうと思えます。予防に勝る治療なしと申しますか。そういうことで、介護予防というものに当然力を入れていくわけですが、一定の確率で幾ら予防活動しても介護が必要な人が出てくることは事実でございます。そういうときにどのような形でそういう方を支えるかと申しますと、公の施設とかそういうところで支えるのが一つ。それから民間の方々の活力を利用してそういうものを支えていく、この両面があらうかと思えますけれども、当然施設間で公だろうが民間だろうが、これはきちんと連携をして協力をしてやると、地域医療、地域包括ケアの考え方というのは多職種協働、お互いに連携をとって補い合うというのが基本でございます。国もこのような形で21世紀の国づくりを進めたいということで、地域包括ケアということをや野田首相みずからが申し上げたということでございますが、私の考え方としてもそうでございます。

ただその中で、私の立場である公の立場としてはどうかといいますと、もちろん民間の方々が積極的にかかわっていただく、この町にいろんな意味で投資をしていただくということは大変ありがたいことでございますけれども、これもやはり地域性というものがございまして。非常にそういうことが有利な市町村もございまして、それほど有利でない市町村もある中で、涌谷町が今どのような位置づけにあるかということとはなかなか申し上げにくいところはありますが、私はやはり公の立場といいますか、人にだけ頼るのではなくて公として自力でやらなければいけない部分もあるのではないかと個人的には思っております。

そういう意味で、民間の人たちが大いに入ってきていただくと同時に、そういう部分でどうしても民間の人たちはそれなりの自分たちの立場というものを考えなくちゃいけない。これは当たり前でございます。これは尊重しながら、そのすき間といいますか、そういうものを公の部分で埋めていく、そういう両者が一体化したときに、涌谷町というのは大変住みやすいといいますか、そういうことになるのではないかと考えております。

○委員長（久 勉君） ほかに、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（久 勉君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（久 勉君） これにて討論を終結いたします。

次に、涌谷町介護支援事業勘定特別会計決算の審査を行います。

説明を求めます。健康福祉課長。

○町民医療福祉センター副センター長兼健康福祉課長（佐々木敏雄君） それでは、平成23年度涌谷町介護支援事業勘定特別会計の決算の説明をいたします。

決算資料8ページ、9ページお聞きいただきたいと思います。

この事業は居宅介護サービスの利用者の利用計画を作成するものでございまして、そのサービス収入はそれらの費用収入といえますか、計画費の収入でございまして。収入がほとんどその収入でございまして、12ページ、13ページお聞きいただきたいと思います。

サービス計画に係る人件費が主な支出でございまして。以上です。

○委員長（久 勉君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（久 勉君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（久 勉君） これにて討論を終結いたします。

次に、涌谷町水道事業会計決算の審査を行います。

説明を求めます。建設水道課統括主幹。

○建設水道課統括主幹（安田富夫君） それでは、平成23年度涌谷町水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

決算書17ページをお聞きいただきたいと思います。

まず、業務量でございまして。年度末給水戸数5,817戸でございまして、前年度比77戸の増加となっております。続きまして、年間配水量でございまして、166万3,000立方メートル、年間有収水量は128万3,000立方メートル、有収率は77.2%となりまして、前年度比11.4%の減となっております。

次に、事業収入でございまして、営業収益と営業外収益を合わせた収益合計は3億9,686万4,000円で、前年度比6.8%の減収となりました。このことにつきましては主に東日本大震災発生における使用料減免における措置の理由によるところでございまして。

次のページをお聞きいただきます。

事業費でございまして。営業費用、営業外費用、特別損失を合わせた費用合計は3億8,442万3,000円で、前年度比1.7%の増となりましたが、これも主に東日本大震災発生の際、広域水道断水等によります揚水量の

増によることが起因されております。

済みません、順序がちゃがちゃなんですけれども、6ページのほうに大変失礼です、お戻りいただきたいと思えます。

6ページでございますが、損益計算書でございます。下から3行め、当年度純利益でございますが、1,244万1,000円となりました。前年度繰越利益剰余金35万1,000円と合わせまして1,279万2,000円となっております。

次に、8ページでございます。(3)でございます。平成23年度涌谷町水道事業剰余金処分計算書でございます。

当年度純利益でございますが、1,244万1,000円となりました。前年度繰越利益剰余金35万1,000円と合わせまして、済みません、訂正させていただきます。当年度未処分利益剰余金1,279万2,000円でございますが、このうち減債積立金に846万円、建設改良積立金に420万円、残り13万2,000円を翌年度繰越利益剰余金として繰り越したすものがございます。

4ページ、5ページでございます。

資本的収入及び支出でございますが、石綿セメント管更新事業に係る企業債及び国庫補助金、一般会計出資金と配水管移設工事に伴う負担金でございます。

支出につきましては、石綿セメント管更新事業等の建設改良費と企業債償還金でございます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億3,126万7,000円については、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしております。

建設改良費につきましては、決算書16ページに主要事業を記載しておりますので、ご参照いただければ幸いです。

水道事業につきましては、今後も安心・安全な水の安定供給と、安全経営に努めてまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

○委員長(久 勉君) これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長(久 勉君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長(久 勉君) これにて討論を終結いたします。

次に、涌谷町国民健康保険病院事業会計決算の審査を行います。

説明を求めます。総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長(浅野孝典君) それでは、平成23年度涌谷町国民健康保険病院事業会計の決算についてご説明を申し上げます。

決算書14ページをお開きしていただきたいと思えます。

初めに、概況につきまして説明を申し上げさせていただきますと思えます。

町長の提案理由にもございましたが、診療につきましては平成23年3月11日に発生いたしました東日本大

震災の影響により通年とは全く異なる状況での年度のスタートとなりました。特に、大震災により入院における施設基準の規制が震災直後から大幅に緩和されまして、4月以降も沿岸部の後方支援病院として定員を大幅に上回る入院患者の受け入れ対応等行ったところでもあります。また、外来診療におきましては医薬品、診療材料等の供給体制が制限され、薬の長期投与に対応できない時期等もありましたが、5月の連休以降から徐々に通常どおりの体制に戻ったところでありました。

そういった状況での年度のスタートから診療につきましては、入院は366日、外来は244日、救急外来は366日実施しました。診療体制につきましては、新たに内科、外科、耳鼻咽喉科の医師を迎え、13名の常勤医師と応援医師により内科、外科、整形外科、泌尿器科、耳鼻咽喉科は毎日、眼科、皮膚科については週2回、東洋医学外来については週1回、神経内科については月2回、婦人科については月1回の診療を行いました。訪問診察も毎日実施し、述べ637件を実施し、在宅医療の充実に努めたところでもあります。従事職員数は、非常勤医師等も含めて常勤換算で申しますと医師15.1名、看護師57.4名、ほか全職員153.1名で従事したところでもあります。

それでは、A3判の定例会資料で説明したいと思しますので、9ページお開きしていただきたいと思いません。

決算状況につきましては過日、監査委員から決算審査報告書に詳細に記されていますので、本日は前年度比で特に増減率の高いもののみ説明をいたします。平成23年度決算と、22年度決算の比較で説明をいたします。

業務の予定量ですが、入院患者数、外来患者数1人1日平均単価とも前年を上回っております。特に入院患者数でございますが、沿岸部の後方支援により町外からの受け入れを積極的に行ったことによりまして、平成22年度町外比率は37.6%でしたが、23年度は47.6%までふえました。外来患者数につきましては耳鼻咽喉科の新設による影響が大きいものであります。

収益的収入について説明をいたします。

1目入院収益、2目外来収益はそれぞれ患者数の増によるものでございます。

3目その他医業収益であります。22.9%増となっております。その内訳といたしまして、2公衆衛生活動費で16.0%増となっておりますが、これは被災地復興支援策の一つとして70歳以上の高齢者を対象といたしました高齢者肺炎球菌ワクチンの接種事業が日赤と県医師会の共同事業で行われました。これによりまして、国保病院におきましても596名の方が予防接種を受けられたことにより増となったものでございます。

3健康診断収益で53.6%増となっておりますが、近隣の商工会、事業所への健診の働きかけを行った結果、事業所健診、協会健保の受診者増につながったものでございます。

以上、医業収益といたしましては20億9,143万3,000円と、前年比で10.6%の増となったものでございます。

次に、2項医業外収益におきまして67.6%増となったものでございます。2目の補助金につきましては、平成22年度分の国保特別調整交付金が未交付となったものが平成23年度に精算されたもの、また震災関連で医療施設等の災害復旧費補助金としての交付決定を受け、増となったものでございます。3目1一般会計負担金につきましては、交付税繰出基準に基づく負担金と、災害関連に基づく特別交付税及び一般会計単独分としての交付を受け、増となったものでございます。4目その他医業外収益につきましては老健に対する医

薬品払い出しが増加したものによるものでございます。

以上、病院事業収益締めまして23億2,446万9,000円で、前年度比14.5%増となったものでございます。

次ページ、収益的支出に移ります。10ページ、お開きしていただきたいと思えます。

1目の給与費の増は、常勤医師数の増によるものでございます。

2目の材料費の医薬品、診療材料費につきましては医業収益の入院、外来の増と比例して増となったものでございます。4医療用消耗備品につきましては耳鼻咽喉科の備品あるいは褥瘡対策用のエアマット喀たん吸引のポータブル吸引等追加購入したものであるものでございます。

3目経費のうち、燃料費は重油等の単価の増、10印刷製本費につきましては内視鏡の検査所見をこれまでフィルム化しておりましたが、平成22年度に導入いたしました医療電子管理保存診断システムいわゆる電子媒体で保存するシステムを平成22年度に導入いたしましたので、それによるフィルムの印刷製本が減となったものが大きい要因でございます。11修繕費につきましては、災害復旧修繕に伴う費用でございます。13賃借料については、新たに採用されました医師の住宅借り上げ料並びに在宅酸素機器等の借り上げ料の増によるものであります。

5目資産減耗費につきましては、固定資産除却費におきましては医事会計システム、温冷配膳車等の医療機器の更新による経費となりましたが、平成22年度におきましては、医師住宅のリフォーム等非常に住宅経費が大きかったことによるものであります。

以上、医業費用につきましては、上から2行目になりますけれども、21億4,001万円、前年度比9%の増となったものであります。

2項の医業外費用でございます。医業外費用の保健事業費用でございますが、これについては、健康づくり勸奨のパンフレット等を購入した費用でございます。

以上締めまして、病院事業費用といたしましては22億3,751万6,000円で、前年度比の8.7%増の決算となりました。

当年度の損益でございます。8,695万3,000円の黒字となりました。減価償却前の損益といたしましては1億7,192万2,000円の黒字という結果となりました。

次に、資本的収支について説明をいたします。

資本的収入の3項企業債につきましては、医療機器購入に充てたものでございます。

8項他会計補助金につきましては、国保会計から特別調整交付金で、オーダーリングシステム等の購入に充てたものでございます。

9項他会計負担金につきましては、エネルギー棟の改修工事を行いまして、一般会計で負担していただいたというものでございます。

以上、資本的収入合計6,661万6,000円となり、前年度比で70.9%の減となったものであります。

次に、資本的支出につきましては、1項3目資産購入費9,747万9,000円で、これにつきましてはオーダーリングシステムや医事会計システム、健診システム、エックス線の一般撮影システム等を購入したものであります。合計16件の医療機器等を購入したものでございまして、詳細につきましては、決算書17ページにその明細を掲載しておりますので参照していただきたいと思えます。

4目その他建設改良費につきましては、平成22年度から繰越事業で医師住宅改修工事、エネルギー棟外壁クラック改修工事等合計4件を実施したものであります。

4項償還金は、企業債償還金でございます。今年度末の企業債の残高につきましては16億376万6,000円となるものでございます。

以上、資本的収支合計は2億4,683万8,000円となり、収支不足額1億8,022万2,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填しているものでございます。

次に、申しわけございません。決算に関する附属書類、後ろから3ページになります。177ページに、総務省で実施しました決算統計の経営分析を掲載しております。また、病院改革プランで設定した目標値につきましても整理をしております。

1番の経常収支比率でございますが、103.9%の実績となりました。改革プランの目標103.2%に対しまして100.7%の達成率となったものでございます。2番の医業収支比率におきましては97.7%の実績となりました。ただ、これについては改革プラン目標が99.4%でありました。達成率は……。

○委員長（久 勉君） 済みません、説明中断願います。

昨年3月11日の東日本大震災から1年6カ月が経過しました。

震災で犠牲になられました皆様方のご冥福をお祈りし、黙祷を捧げたいと思いますのでご協力をお願い申し上げます。

黙祷。

〔黙祷〕

お直りください。

○委員長（久 勉君） 説明を続けてください。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） それでは、続けて説明させていただきたいと思います。

決算に関する附属書類177ページになります。

2医業収支比率につきましては97.7%の実績となりました。改革プラン目標につきましては、99.4%に対し達成率98.3%で未達成となりました。この要因といたしましては、改革プランで設定した外来の患者数並びに外来患者1人1日当たりの診療収入が目標に対して未達成となったことが一つの要因となります。

12番職員給与費対医療収益の実績といたしましては47.6%の実績となりました。目標48.0%に対し、達成率100.7%の達成率となったものでございます。以上、説明を終わります。

○委員長（久 勉君） これより、質疑に入ります。7番。

○委員（伊藤雅一君） 質問をさせていただきたいと思います。

今報告いただきましたが、非常に例年と異なった大変な結果を生んでいただいております。日ごろのご努力に本当に感謝申し上げます。

私から、資本の改善ということで質問をさせていただきたいと思います。

一つは、決算書11ページ、累積赤字の整理ということで一つ質問申し上げます。去年からの繰り越し7億4,000万円。ことしの決算による利益、8,600万円ということで決算額としては累積赤字6億5,300万円ということで去年よりも8,600万円減少ということになっています。しかし、まだまだ6億5,300万円という赤字

が残ってございます。大きな金額でございます。この整理を何とかやはり考えていかなければとこういうふうに思うんですわけでございます。そういったことで一つ病院の関係者だけじゃなくて一般会計の担当の方もひとつ一緒にお考えいただければと思うわけでございまして、そういったことで整理を、急いで整理に取り組んでいただきたいと、こういうふうに考えるものです。そういったことでお伺いたします。

それからもう一つ、同じ資本でございますが、借入金という資本が16億円ほどございます。これは要するに資本でいえば自己資本と他人資本というのがございますが、他人資本でございまして、支払い期限の定めあり、もちろん金利の負担もございます。したがって財政基盤としては不安定な状態、こう申し上げざるを得ない財政基盤であると思います。そういったことで、自己資本による資本金力、これに何とかひとつ変えていく方法を考えていく必要があるんじゃないかと私思っ、この二つの件、累積赤字と他人資本、これを自己資本化、こういったことを何とかして考えていけば今後の病院経営にとっても事業関係の厳しい折でございまして。そういったことで、経営活動にプラスになると理解されますので、この2点についてお聞きしたいと思います。

○委員長（久 勉君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） では、7番委員の質問に対してお答えを申し上げたいと思います。

初めに、平成23年度末未処理欠損金が6億5,300万円ほどあるという部分で、非常に不安要素があるという内容のご質問かと思っております。これは欠損金として昨年7億4,538万円から23年度単年度といたしましては、純利益8,695万2,000円を利益として決算をしたわけですから、若干圧縮されたという内容でございまして、これまでの11ページに掲載しております資本剰余金がございまして。資本剰余金を例えば議会で処分をして、全てこれを精算したとなった場合につきましては、欠損金の合計といたしましては、未処理欠損金6億5,300万円の下に欠損金合計とありますが、これが2億7,300万円にさらに圧縮されるわけでございまして。そういった状況から流動資産といたしまして現金預金並びに未収金といたしまして、貯蔵品も含めて6億8,000万円ほどあるという部分ですから、そう大きい金額ではないのかなというお話、これ、以前たしか9月にも同じような委員さんから質問を受け前担当課長が説明していたかと思われまして。同様のご回答になりますが、私もそういう認識でおりますので、その辺のところについてはご理解いただければと思います。

次に、借入資本金、企業債になるわけなんです、平成23年度末16億円ほどあるというところでございまして。現在は確かに16億円なんです、決算書26ページ、27ページに現在の企業債の明細につきまして掲載しておるところですが、発行総額といたしましては最大26億円ほど発行をしていた状況で現在が16億円の現在高になっておるわけでございまして。未償還の残高で、これまでちょっと私も見てみたんですが、一番起債が多かった年というのが平成13年度の決算、いわゆる平成14年3月31日で23億5,000万円ほどあったときがございました。これは療養病棟を13年に増設したときにお借りした、融資を受けたときの債務残高が、企業債残高が23億5,000万円ありました。10年前が23億5,000万円。現在はそこから大体7億5,000万円ほど既に計画的に圧縮されている中での16億円という内容でございまして。ですから、今後につけてこれから借ります、返還します企業債以上の借入れを行わない経営が必要なのかなということを考えれば、これについては計画的に十分返還できる金額ではないのかなと解釈しております。以上です。

○委員長（久 勉君） 7番。

○委員（伊藤雅一君） それでは、加えて私の見方を説明をさせていただいてなおさらのご回答いただきたいと、こう思います。一つは、4の資本金でございますが、ここには自己資本と借り入れ資本、自己資本が10億円ほど、4,400万円。借入金が16億円あります。これは貸借対照表上で見ますと借入金は負債でございますが、自己資本の分、当然ながらこれは入らないわけでございますが、これは16億円と14億円、これはプラスとマイナスの金額になります。差し引きしますと、このところで自己資本の分は5億5,900万円ほど三角になります。借入金のほうが5億5,900万円ほど上回っております。この資本金、4番の資本金のトータルでは5億5,900万円の三角になります。

もう一つ、下の5番、剰余金がございます。これも資本剰余金、それから欠損金と（1）（2）と二つになっています。この二つも、上の資本金はプラスのほうの剰余金でございますが、下の6億5,300万円ですか。これは三角に上がりますから、差し引きしますとこの下にありますように欠損金の合計額は2億7,321万1,650円。2億7,300万円ほど。これは三角の金額に、資本金になります。したがって、前に申し上げました5億5,900万円と2億7,300万円を加えますと、実質的な資本金は三角の8億3,200万円ということの計算になってきます。残念ながら、この右側の資本金の合計下から2番めのところでは23億7,400万円、資本金として黒字で記されておりますが、実際は資本力として見た場合はマイナス8億3,200万円。こういう資本の金額になるということです。ですから、いろいろと本当に借入金と累積赤字と持っていますから、償還期限のある債務、それから金利がつく債務でございまして、そういった正直に申し上げて荷物を背負いながら事業に当たっておられるということでございます。これらを何とかして改善をする必要があるのではないかと私は思います。そういったことで、私が今申し上げたことに対して何か一つ見方がございましたら、ご回答いただきたいと思います。

○委員長（久 勉君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） 右側の計算表でいくと8億3,200万円ほどマイナスになるということでございますが、資本イコール資産マイナス負債というところでございます。場合によっては資産イコール負債プラス資本というところでございますが、ただ左側の表におきましては固定資産と流動資産がございます。それらを合わせるとやはり25億円ほどになるという部分がありますので、私は問題ないのではないかと思います。以上です。

○委員長（久 勉君） 7番。

○委員（伊藤雅一君） なおさら、加えて申し上げさせていただきます。

このところ、いまさっき申し上げたように実質的な資本の金額は8億3,200万円の三角になります。これ、8億3,200万円の右側の23億7,400万円を比較しますとこの差額は32億700万円になります。ここに開きがあります。マイナス8億円とプラス23億円という見方で、資本をそのまま見ておったんでは大変な違いがございますということでございます。はい。ここに開きが32億700万円ほどあるということでございます。三角とプラスですから、足してみなければわかりません。開きがこれほどあります。したがって、院長先生いらっしゃる所で申しわけないんですが、大変関係者の方々、日常ご努力をいただいているわけでございますから、何とかして経営体質を改善をしてこういった事業環境でもございますので、今後の事業に

当たっていただければと、ひとつ一般会計のほうからこの状態もひとつよくごらんになっていただいて、改善方法をご検討いただきたいと私は申し上げるものでございます。何か御答弁ありましたら、お願いしたいと思えます。以上です。

○委員長（久 勉君） 伊藤委員さん。公営企業法で行う事業の特殊性がありますので、もうちょっとその辺、去年も同じようなこと質問されているようではございますけれども、民間の事業とは違う経営形態ですので、その辺を参酌してできればしっかり勉強していただいて、ちょっと語弊がありますけれども、見方が普通の民間の企業とはまた違ったことで経営されていますので、その辺をご理解いただきたいと思えます。何か。

○委員（伊藤雅一君） 今、お話をいただきましたが、答弁を一つお願いしたいと思えます。一般と違うんだという。実際に経営をやっていく上でどうなんだかということを確認しておく必要が私はあると思えます。そういった意味でひとつ、どこがどう違うのかということをご答弁、ご説明いただきたいと思えます。

○委員長（久 勉君） 暫時休憩します。

休憩 午後3時02分

再開 午後3時12分

〔出席委員数休憩前に同じ〕

○委員長（久 勉君） 再開します。

企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 7番伊藤委員さんには一般会計、それから各種会計の運営について日ごろ大変ご心配をいただきましてまことにありがとうございます。

今、委員さんがおっしゃられた貸借対照表上で公営企業債が16億円償還残があるので、当然これは有利子負債ということにはなりますが、ただ一つご理解いただきたいのは公営企業債について民間企業のように運転資金の借り入れというのはできない話で、あくまでも資産形成のための企業債ということで、もちろん有利子負債借りないで全部自己資本でそういったものを用意できればなお経営の健全化に資するものとは思われますが、こういったものがなければ例えば診療に必要な医療機械等も買えない現状があるということで、これは国のほうでも認められておりますし、地方公営企業法のほうでも国は財政事情が許す限り公営企業債の繰り上げ償還等について配慮すべきということも規定されておりますし、同じく地方公営企業法においてそういった公営企業の地方債については地方公共団体において償還期限を定めない企業債を設けてもいいみたいなほど優遇をされている起債でございます。この資本を投下して次の新たな利益を生む事業を展開しなければいけない民間事業とは、ちょっとその辺違うことをご理解いただきたいと思えます。

累積債務についても、本来であれば毎年の減価償却でもってそれぞれ蓄えなきゃいけない部分について結局累積債務ということで、負債という形でそれが予定どおり積み立てすることができないという状況にはありますが、これも民間病院、病院会計は民間病院と違ってそういった施設を建設する際にはまた新たな国の措置等もされるということで、特に民間企業のような内部留保がないと建物の建てかえもできないということでもないということで、民間企業と公営企業は違うということをご理解いただきたいと思えます。

○委員長（久 勉君） あとで聞いてください。申しわけございません。時間も押し迫っていますので。やめてください。あとで直接お話ししてください。

質疑ございますか。2番。

○委員（只野 順君） 健康保険の保険病院の経営分析に関しまして、昨年度というか、平成23年度は大震災で大変お忙しい中で改革プランの目標値を達成された点に関しましては、心から私は病院の経営者、センター長初め皆さんの努力の賜物と思っております。しかしながら、1点だけ質問というか、平成21年あるいは23年との比較ということで、お医者さんの診療収入が少し落ちているんですが、その辺のところはどういう状況で少なくなっているのかお知らせというか教えていただきたいと思えます。

○委員長（久 勉君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） 2番委員さんの質問にたいしてですが、附属書177ページ4、医師1人1日当たり収入が出ているというところの内容の質問でしょうか。確認をさせていただきました。

平成21年、22年、23年が対前年よりも7万7,000円ほど減っているということでありますが、入院と外来の収益を分子に持ってきて分母には年間延べ医師数3,684人というカウントでございしますが、これを分母が当然大きくなれば大きくなるほど率が1日1人当たりの単価が小さくなってくるものでございます。平成23年度、おかげさまで医師の常勤が3名ふえたというところで、医師の延べ数が非常にふえたという状況であります。その医師数が延べでふえれば、その部分外来収益がそのまま比例でふえるかというところまでは行っていないというところがございます。平成23年度、3名ふえて初めて医療法に基づく標準医師数というものがやっと100%に達したという状況でございます。平成22年度以前は標欠70%以下、標準医師数の70%以下を何とかクリアしようというところで医師確保を図ってきたところであったんですが、ぎりぎりともかく先生方には働いていただいたところやっと平成23年度で100%達成したところのあらわれだということも、ぜひご理解していただきたいと思えます。

○委員長（久 勉君） 外にありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（久 勉君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（久 勉君） これにて討論を終結いたします。

次に、涌谷町老人保健施設事業会計決算の審査を行います。

説明を求めます。総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） それでは、平成23年度涌谷町老人保健施設事業の決算につきましてご報告を申し上げます。

先ほど、病院でもお話いたしましたとおり涌谷町老人保健施設につきましても病院事業と同様、東日本大震災の支援施設として国保病院と連携し、業務に当たったところであります。入所については366日、通所については4月7日深夜に発生いたしました余震、震度6弱の大きな余震となりどうしても停電となりま

して、4月8日は休業とさせていただいた関係上がありまして、通所については365日のサービスを行ったところでありまして。従事職員数につきまして常勤換算で看護師、介護福祉士等合わせて62名で従事したところでありまして。

それでは、同じく定例会資料で説明いたしたいと思っております。11ページお聞きしていただきたいと思っております。A3番資料となります。

23年度決算と22年度決算の比較で説明をさせていただきたいと思っております。病院と同様前年比で特に増減率の高いもののみ説明いたします。

業務の予定量でございますけれども、町長の提案理由にもありましており、入所につきましては3.7%、通所につきましては4.3%の増となりました。

収益的収入でございます。収入については1項1目入所収益2目通所収益はそれぞれ利用者数の増により増額となっているものでございます。3目その他事業収益につきましても利用者数増により有料個室等の利用率が上がりましたので増額となったものでございます。

2項事業外収益2目補助金につきましては、震災関連で老人福祉施設等災害復旧事業費補助金として交付を受けたものでございます。

3目負担金交付金ですが、病院と同様に震災関連に基づく特別交付税分及び一般会計単独分としての交付を受け増額となったものでございます。

4目その他事業外収益でございますが、全国の老人保健施設協会から義援金として100万円をいただきました。それによる増額となったものでございます。

以上締めまして、老健事業収益5億2,460万8,000円で、前年度比8.3%の増となったものでございます。次に費用でございます。12ページお聞きしていただきたいと思っております。

2目材料費の1医薬品費につきましては先ほど病院事業会計でもお話ししましたが、国保病院との連携により医療依存度の高い利用者の受け入れ等行ったことにより使用する医薬品が増加となったものでございます。2介護材料費についてですが、前年より15.0%減となりました。これは、災害支援物資の中に紙おむつを要望したところ多くの物資が提供いただきました。それらを有効活用した結果、購入額の減額となったものでございます。4介護消耗備品費につきましては給食用の温冷配膳車を更新したことによりますトレイの購入及び入所者用のベッドの交換部品等を購入したものでございます。

3目経費4職員被服費につきましては、人事異動により初めて老健に勤務した職員に対してのユニフォーム並びに、看護、介護職員の風呂介助用のTシャツ等を支給したものでございます。8燃料費につきましては、単価アップのため、11修繕費につきましては、災害復旧の修繕に伴う費用となったものであります。

4目減価償却費であります。老健につきましては平成7年開設をいたしまして電気設備、給排設備が基準とされます耐用年数の償却期間が22年度で終了したもので減額となったものでございます。

6目研究研修費の旅費につきまして平成23年度岩手で本来は開催予定でありました全国大会が震災関連で中止となったことにより減となったものでございます。

以上締めまして、老健事業費用は4億8,331万5,000円で、前年比で3.4%の減となったものでございます。当年度の損益は4,129万3,000円の黒字となったものであります。

次に、資本的支出でございます。1項建設改良費におきましては資産購入費として温冷配膳車並びにオーダリング用のラベルプリンターの購入、その他建設改良費といたしましてはセンター全体の中で改修いたしました電話交換機、自動火災報知機等の改修を行ったものであります。

企業債につきましては未償還額については3億6,174万7,000円の残額となっているものであります。資本的支出、支出額2,682万6,000円は、過年度分損益留保資金で補填したものであります。

次に、同様に決算に関する附属書であります、後ろから2枚めの172ページにつきまして決算統計上の経営分析を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。一番上、経常収支比率につきましては108.5%、11番の職員給与費対施設事業収益比率は55.2%となっているものであります。以上説明を終わります。

○委員長（久 勉君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（久 勉君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（久 勉君） これにて討論を終結いたします。

次に、涌谷町訪問看護ステーション事業会計決算の審査を行います。

説明を求めます。総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） それでは、平成23年度涌谷町訪問看護ステーション事業決算につきまして報告いたします。

定例会資料で説明をさせていただきます。A3判の資料です。13ページをお開きしていただきたいと思います。同様に23年度それから22年度の決算の比較で説明をさせていただきますと思います。

平成23年度涌谷町訪問看護ステーション事業につきましては、従事職員数は看護師4名、それから理学療法士、作業療法士4名、合計8名で実施いたしまして、244日の訪問看護を実施いたしましたところでありまして、

24時間緊急連絡体制も継続して実施し、利用件数につきましては109件、そのうち訪問を実施したのが52件で、利用者の要望に応じてきたところでありまして、

決算状況につきましては監査委員によります決算審査報告書16ページ、17ページに詳細が記されておりますので、今回は増減率の高いもののみ同様に説明いたしたいと思っております。

業務量につきましては前年度比、年間で425名の減、5.3%の減となっております。

収益的収入です。1項2目訪問看護サービス利用収益で16.9%の減となっておりますが、これは震災による被災者を対象とした利用者の負担の減免が主なものでございます。その他、事業収益75.0%の減でございますが、これは在宅で死後の処理料を行った経費でございます。

2項訪問看護サービス事業外収益で74.8%の減となったものですが、預金利息につきましては金利の低率によるもの、その他事業外収益におきましては平成22年度訪問用の公用車を購入した際エコカー補助金の交付を受けたことによるものでございます。

以上締めまして、訪問看護事業収益は5,999万2,000円で、前年度比で5.4%の減となりました。

収益的支出でございます。3目経費の1厚生福利費でございますが、職員の中で定期的に人間ドックなどを受診しているため減となったものでございます。6消耗備品費につきましては在宅訓練用のリハビリ用品、あとは事務用品といたしまして財務用のプリンタ等更新したことによる増となったものでございます。8燃料費につきましては訪問用の公用車、それら運用するための燃料の単価アップのためでございます。12の保険料及び18雑費、これらにつきましても訪問用の公用車、全部で8台あるわけなのですが、平成22年度車検が6台、平成23年度は2台でしたので、それぞれ平成23年度は減額となったものでございます。

4目減価償却費の車両につきましては平成22年度訪問用の公用車を購入したのものによる平成23年度から減価償却費を計上したものでございます。

以上、締めまして、訪問看護事業費用といたしまして6,335万2,000円で前年比3.5%増となったものでございます。当年度損益につきましては336万1,000円の赤字、減価償却前でも302万3,000円の赤字となったものでございます。

資本的収支につきましては平成23年度はございません。

決算に関する附属書類一番最後のページになります。179ページにおきまして決算統計上の経営分析を掲載しております。赤字となりまして経常収支比率につきましては一番上でございます。94.6%という結果となったものであります。以上、説明を終わります。

○委員長（久 勉君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（久 勉君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（久 勉君） これにて討論を終結いたします。

これより平成23年度涌谷町各会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長（久 勉君） 挙手全員であります。

よって、平成23年度涌谷町各会計歳入歳出決算の認定については原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で決算審査特別委員会に付託されました平成23年度涌谷町各会計歳入歳出決算の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、委員長に一任をいただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（久 勉君） 異議なしと認めます。

よって、委員長一任と決しました。

◇

◎閉会について

○委員長（久 勉君） 以上で決算審査特別委員会を閉会いたします。

閉会に当たりまして一言御礼申し上げます。なれない進行で大変ご迷惑おかけしましたことをおわびして
ありがとうございました。

閉会 午後3時31分